

野々市市公共施設等総合管理計画 (案)

平成 29 年 3 月

目 次

第 1 章	計画策定の背景と目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
1-4	対象範囲	3
第 2 章	野々市市の概況	4
2-1	人口の推移と将来予測	4
(1)	将来人口	4
(2)	年齢区分別の将来人口	5
2-2	財政状況	6
(1)	歳入決算額の推移（普通会計決算）	6
(2)	歳出決算額の推移（普通会計決算）	7
第 3 章	公共施設等の現況及び将来の見通し	8
3-1	公共建築物の現況	8
(1)	施設の概要	8
(2)	築年度別の延床面積	10
(3)	耐震化の状況	11
(4)	公共建築物一覧	13
3-2	インフラ施設の現況	17
(1)	道路	17
(2)	橋梁	18
(3)	河川	19
(4)	公園	20
(5)	上水道	21
(6)	下水道	22
3-3	公共施設等の更新費用の将来の見通し	24
(1)	公共建築物	24
(2)	インフラ施設	26
(3)	公共施設等全体	38

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理 に関する基本的な方針……………

4-1	公共施設等の課題……………	39
4-2	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針……………	41
(1)	計画的な維持管理による機能保全と長寿命化の推進……………	44
(2)	実情に見合った施設の総量と配置の適正化……………	46
(3)	市民の安全・安心な生活の確保……………	47
(4)	公民連携によるまちづくりの推進……………	48
(5)	総合的な公共施設マネジメントの実施……………	50
4-3	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針……………	52
(1)	公共建築物の基本方針……………	52
(2)	インフラ施設の基本方針……………	56

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

野々市市（以下「本市」という。）は、県都金沢市の中心市街地から南西約5kmの位置にあり、1960年代後半（昭和40年代）からの土地区画整理事業等の宅地開発により、当時の約5倍の人口（55,099人：2015年（平成27年）国勢調査）となりました。2010年（平成22年）の国勢調査では51,885人となり、地方自治法第8条に基づくすべての市制要件を満たしたことから、2011年（平成23年）11月に市制を施行しました。

本市では、急激な人口増加や都市化に伴う多様な行政需要に対応するため、学校や市営住宅等の建築物をはじめ、道路や上下水道等の都市生活基盤施設を積極的に整備し、都市機能の充実を図ってきました。

しかし、行政需要にあわせて整備してきた公共施設等においては、老朽化の進行や更新時期の集中をはじめ、少子・高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化、東日本大震災等を教訓とした大規模災害等への対応などが迫られています。

一方、国においては、2013年（平成25年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、インフラの老朽化対策を推進しており、2014年（平成26年）4月には、総務省が全国の地方自治体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定を行うよう要請を行いました。

本市では、経営的な視点に基づき、公共施設の運用効率を高め、公共施設を次世代へより良質な資産として引き継ぐために、「野々市市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市を取り巻く状況や公共施設等の現状と課題等を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を定めるものであり、既に策定または今後策定する施設用途ごとの個別施設計画の上位に位置づけられます。

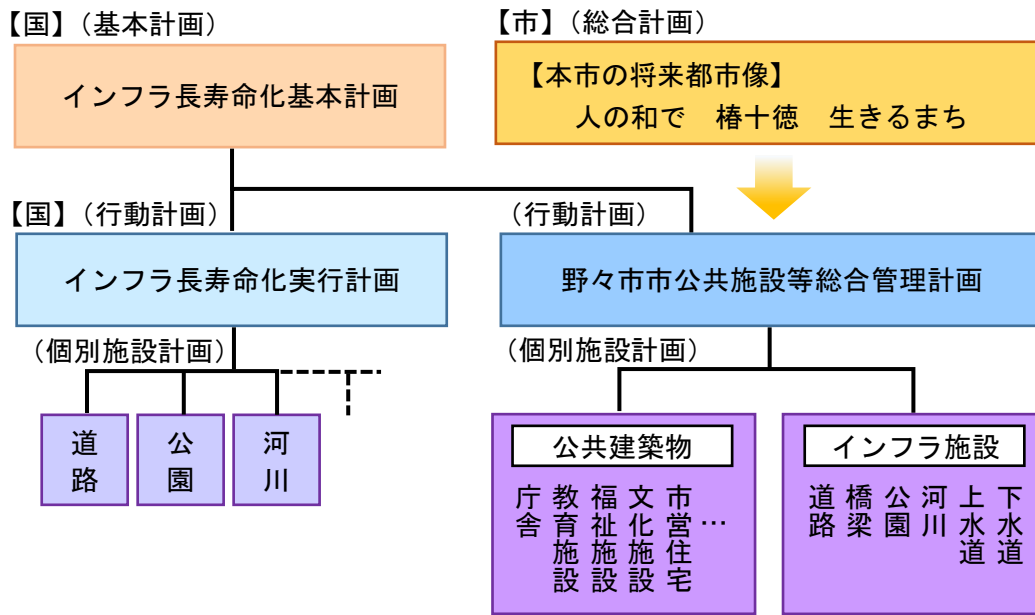


図 1-2-1 野々市市公共施設等総合管理計画の体系図

1-3 計画期間

公共施設等の耐用年数は数十年と長く、長期的な視点で維持管理していくことが必要不可欠なことから、今後40年間の公共施設等の更新費用を見通しつつ、本計画の期間は2017年（平成29年）度から2026年（平成38年）度までの10年間とします。

ただし、上位・関連計画や市の財政状況、社会経済情勢等の変化に合わせて、適宜見直すものとします。



図 1-3-1 計画期間

1-4 対象範囲

本計画で対象とする公共施設等は、市庁舎や学校・市営住宅など市が保有する建築物（公共建築物、10 類型）と、道路や河川・上下水道等都市生活の基盤となる施設（インフラ施設、6 類型）を対象とします。

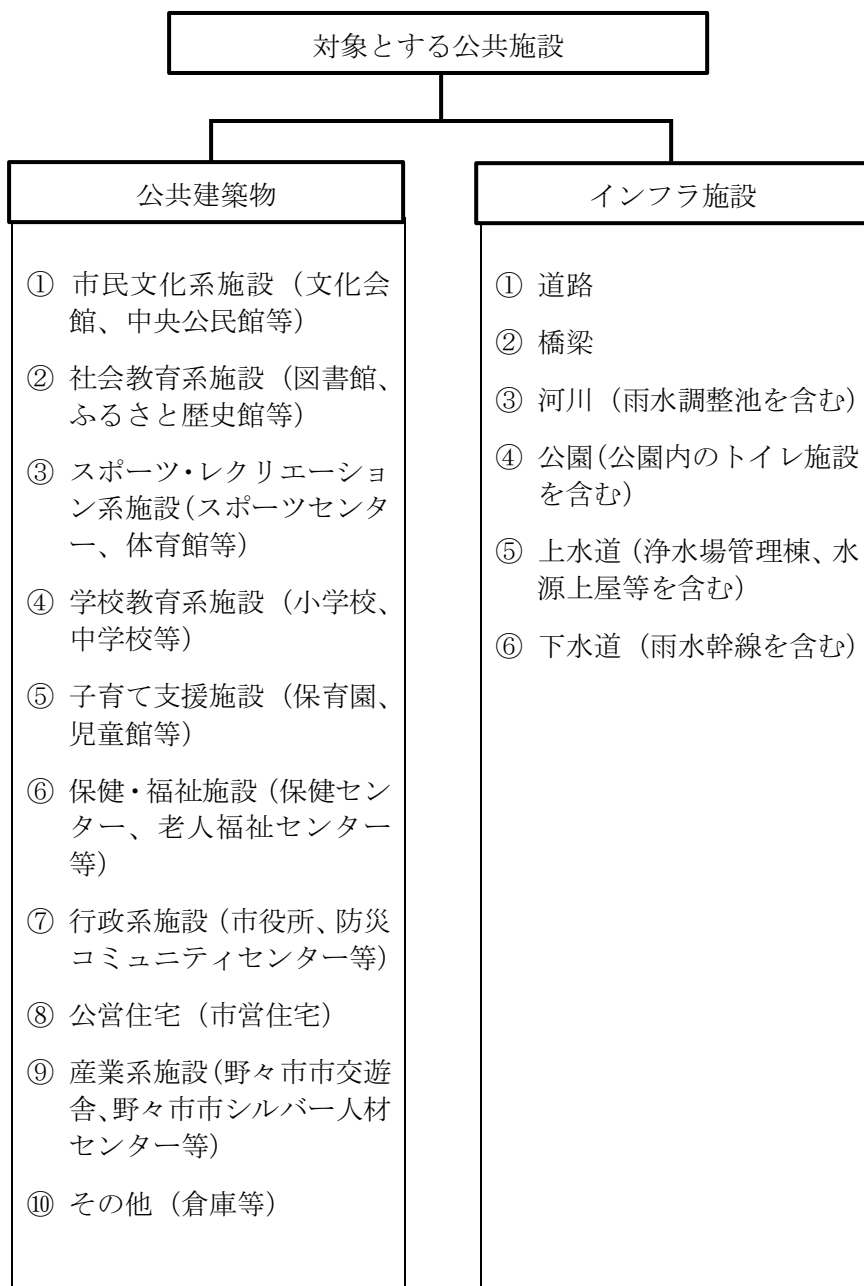


図 1-4-1 対象施設

第2章 野々市市の概況

2-1 人口の推移と将来予測

(1) 将来人口

本市の人口は、全国的に少子高齢化が進展するなかにあつて、2015年（平成27年）には55,099人（国勢調査）となり、増加傾向が続いています。

「ののいち創生長期ビジョン（2015年（平成27年）8月）」による人口の将来展望では、本市の創生に向けた施策を実施することにより、独自推計1・独自推計2を達成すれば、2055年（平成67年）まで増加し続けると推計されています。

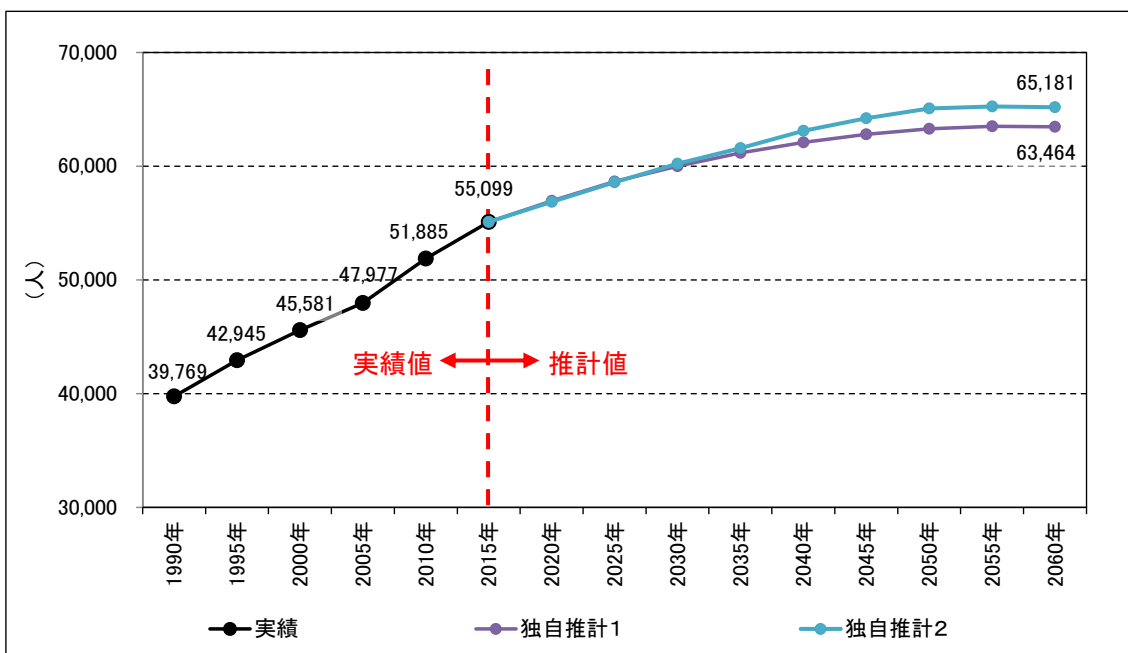


図 2-1-1 ののいち創生長期ビジョンによる将来人口の試算値

将来人口の推計仮定

【独自推計1：2060年（平成72年）推計人口 63,464人】

- ・国立社会保障・人口問題研究所が行った推計に基づき、市内の高校生の進学による転出率、市内の大学生の転入・転出の規模が今後も一定であると仮定し補正を行い、合計特殊出生率が1.69を維持する場合の推計

【独自推計2：2060年（平成72年）推計人口 65,181人】

- ・独自推計1と同様の補正を行い、合計特殊出生率が2020年（平成32年）に1.69、2030年（平成42年）に1.80、2040年（平成52年）以降2.07を維持すると仮定した場合の推計
- ・2030年（平成42年）以降の合計特殊出生率は、政府が目標としている2060年に1億人の人口を維持するために設定した値（全国で合計特殊出生率が2030年に1.80、2040年に2.07まで上がる仮定）に準拠

(2) 年齢区分別の将来人口

独自推計1では、年少人口及び生産年齢人口は横ばい傾向にあります。が、老年人口が増加し、2020年（平成32年）頃から65歳以上人口（老年人口）の割合が21%を超えた超高齢社会になると推計されます。

また、独自推計2では、独自推計1に比べ年少人口が増加しており、高齢化率を抑えることができます。

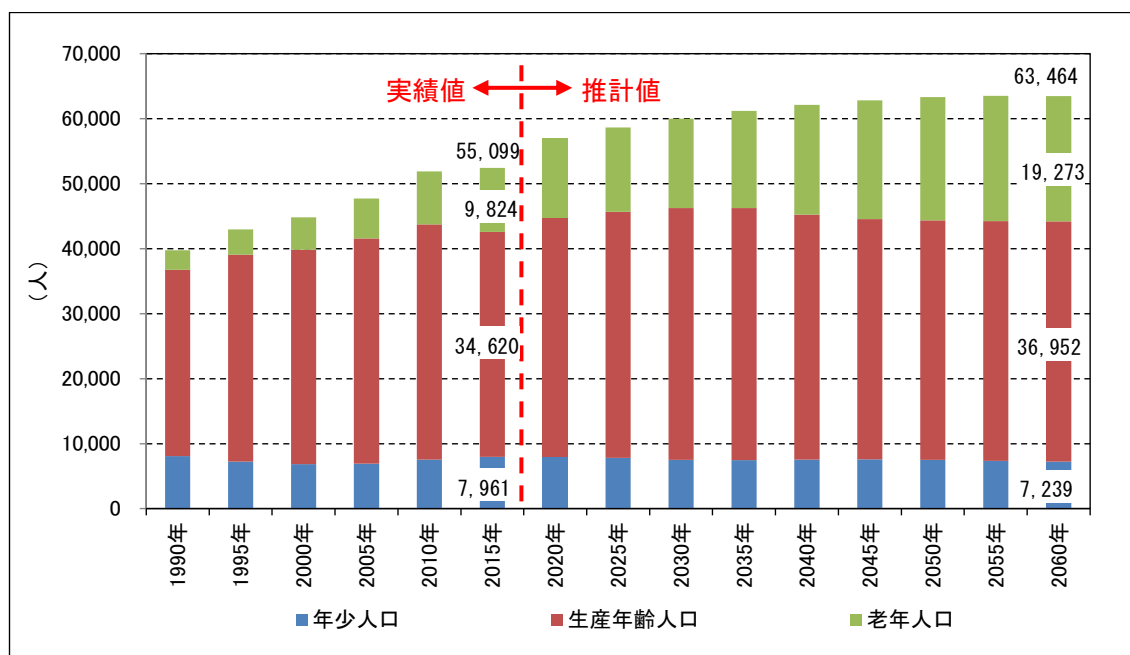


図 2-1-2 独自推計1の年齢区分別将来人口

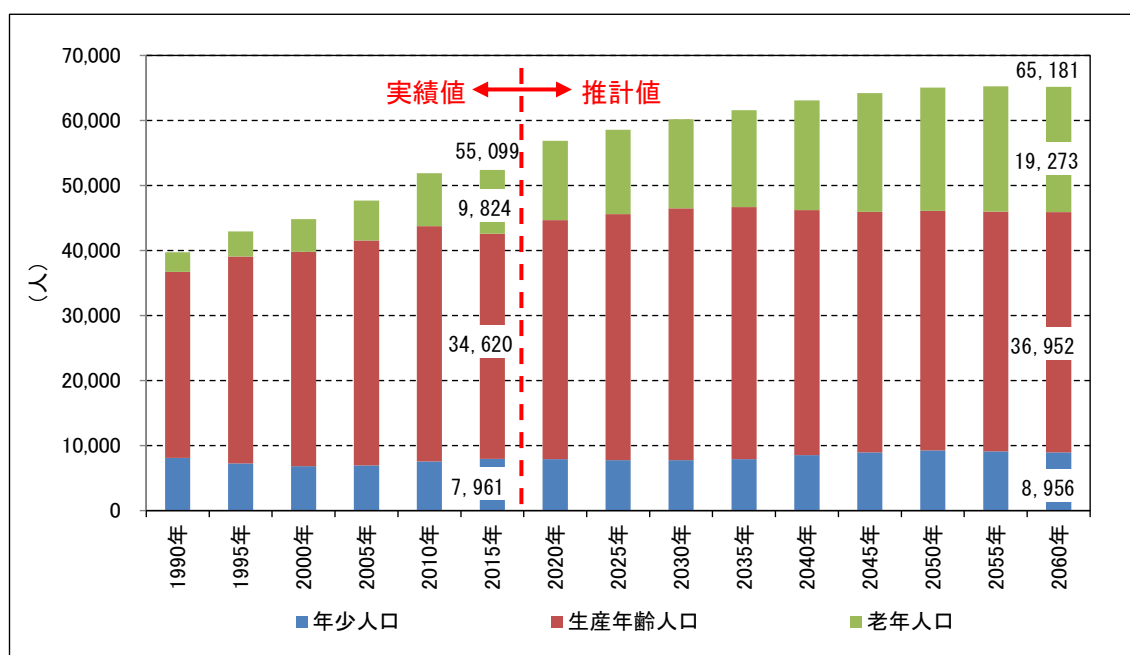


図 2-1-3 独自推計2の年齢区分別将来人口

※ 2015年（平成27年）の総人口には年齢不詳 2,694人を含む

2-2 財政状況

(1) 歳入決算額の推移（普通会計決算）

本市の2015年（平成27年）度の歳入決算額は、172.0億円であり、最も高い割合を占めているのは、市民税、固定資産税等の「地方税」75.8億円で、次に道路事業や都市再生整備事業に係る補助金等の「国庫支出金」28.8億円となっています。

過去10年間の推移をみると、人口増加や事業所進出等に伴い「一般財源」が増加傾向（全体に占める割合は減少傾向）にあり、各種施設整備等に対する「国庫支出金」も増加しており、歳入総額は10年間で約1.4倍となっています。

また、2010年（平成22年）度は、野々市小学校整備と文化会館フォルテの大規模改修により、「市債」が一時的に増加しました。

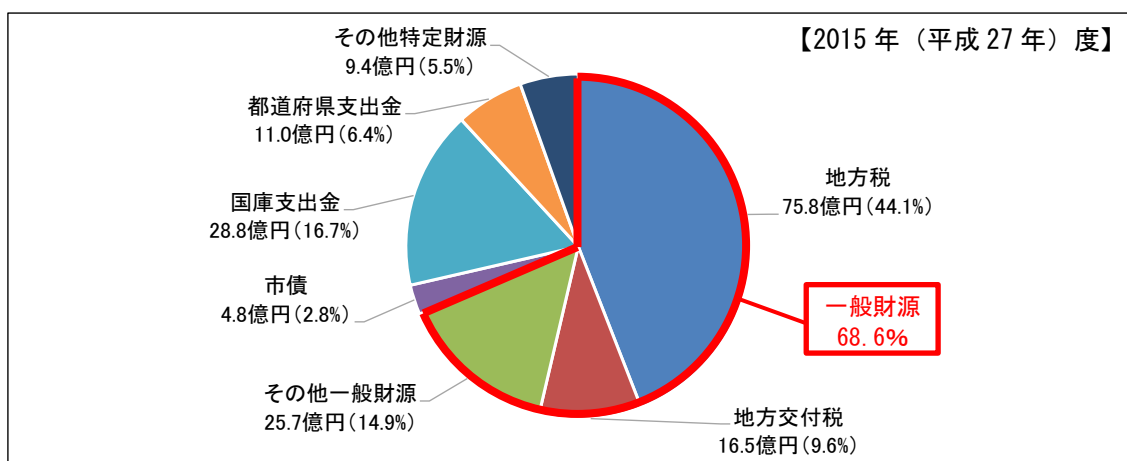


図 2-2-1 歳入決算額の内訳

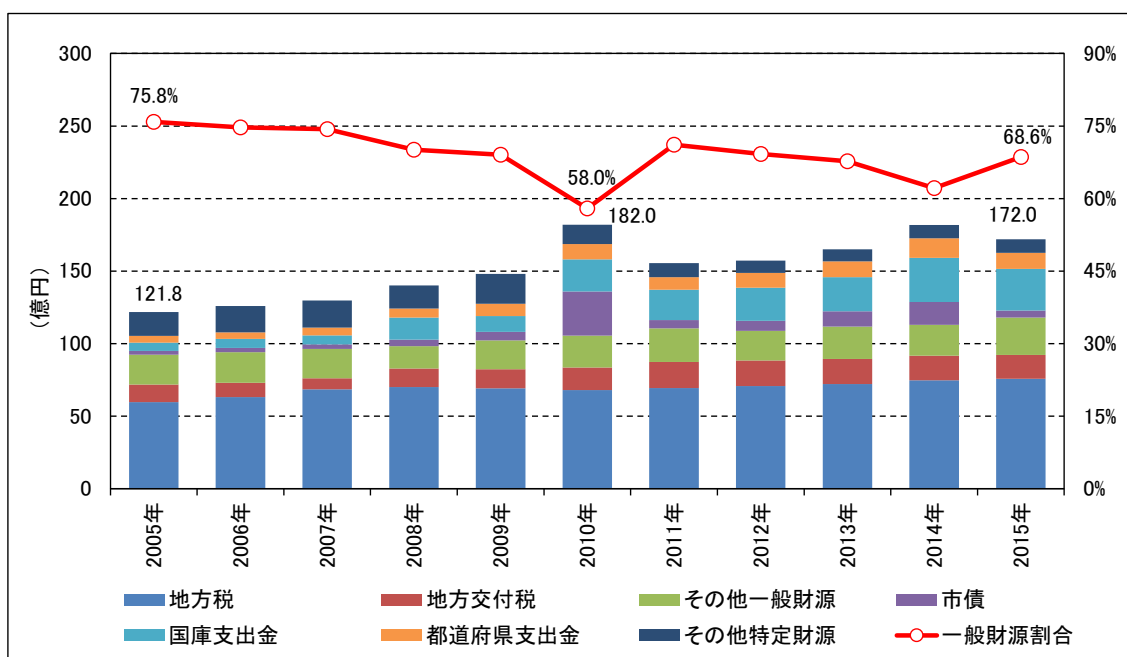


図 2-2-2 歳入決算額の推移

(2) 歳出決算額の推移 (普通会計決算)

本市の2015年(平成27年)度の歳出決算額は、167.8億円であり、最も高い割合を占めているのは、児童・高齢者や心身障害者等の支援のための「扶助費」45.4億円で、次に委託料、備品購入費などの「物件費」24.2億円となっています。

過去10年間の推移をみると、市制施行(2011年(平成23年))に伴う県からの権限移譲や高齢者の増加等により「義務的経費」が増加傾向にあり、近年では人口増加に対応した都市基盤整備や各種施設整備等により「投資的経費」が増加しています。

また、2010年(平成22年)度は、野々市小学校整備と文化会館フォルテの大規模改修により、「投資的経費」が一時的に増加しました。

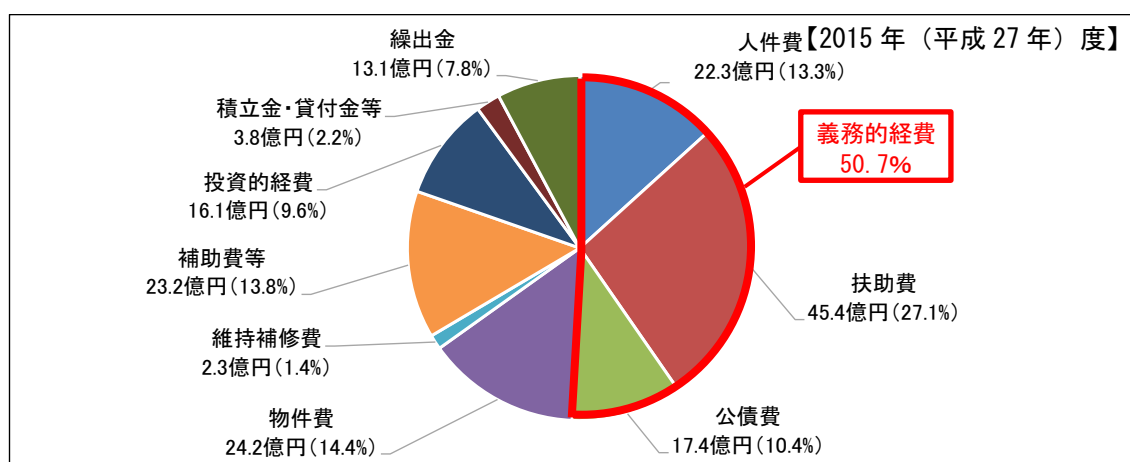


図2-2-3 歳出決算額の内訳

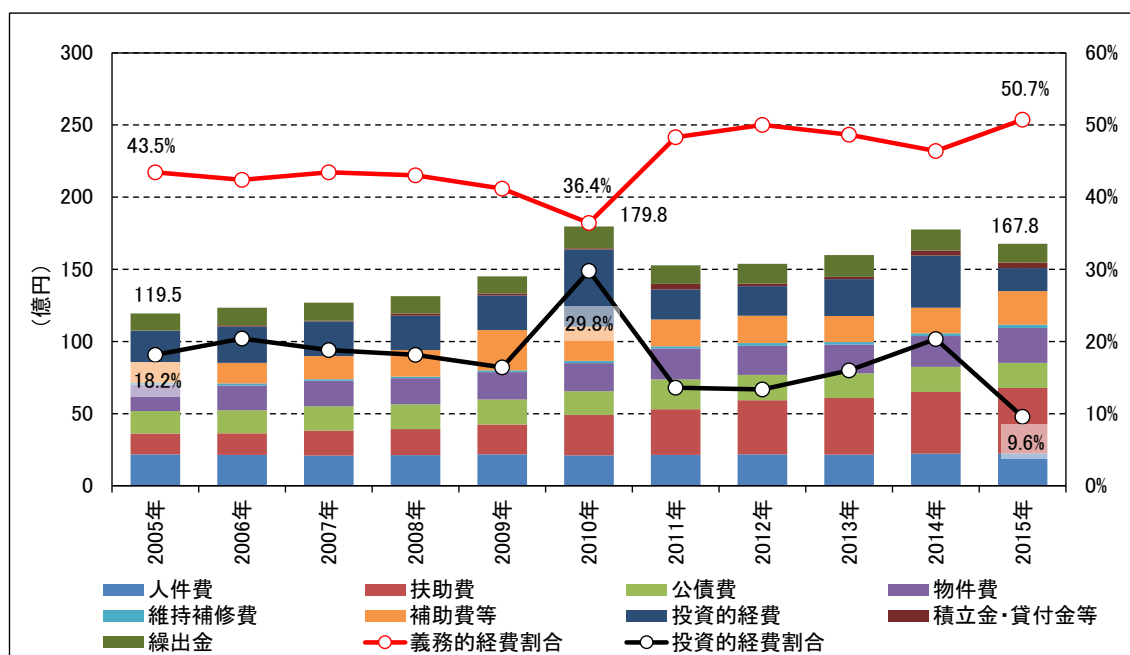


図2-2-4 歳出決算額の推移

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1 公共建築物の現況

(1) 施設の概要

2015年（平成27年）4月1日現在、本市が保有する公共建築物は、70施設で総棟数92棟、総延床面積は133,443㎡となっています。市民一人あたりの延床面積は、2.42㎡/人となっています。

延床面積の内訳は、小中学校の校舎等の「学校教育系施設」が49.3%と最も高い割合となっており、次いで市役所等の「行政系施設」が11.3%、スポーツセンターや市民体育館等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が10.4%となっています。

また、敷地面積の内訳は、小中学校等の「学校教育系施設」が68.6%、次いで、スポーツセンターや市民体育館等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が13.7%、「市民文化系施設」が4.3%となっています。

※市民一人あたりの延床面積の算出は、2015年（平成27年）10月に実施された国勢調査の結果（55,099人）を用いて算出しています。

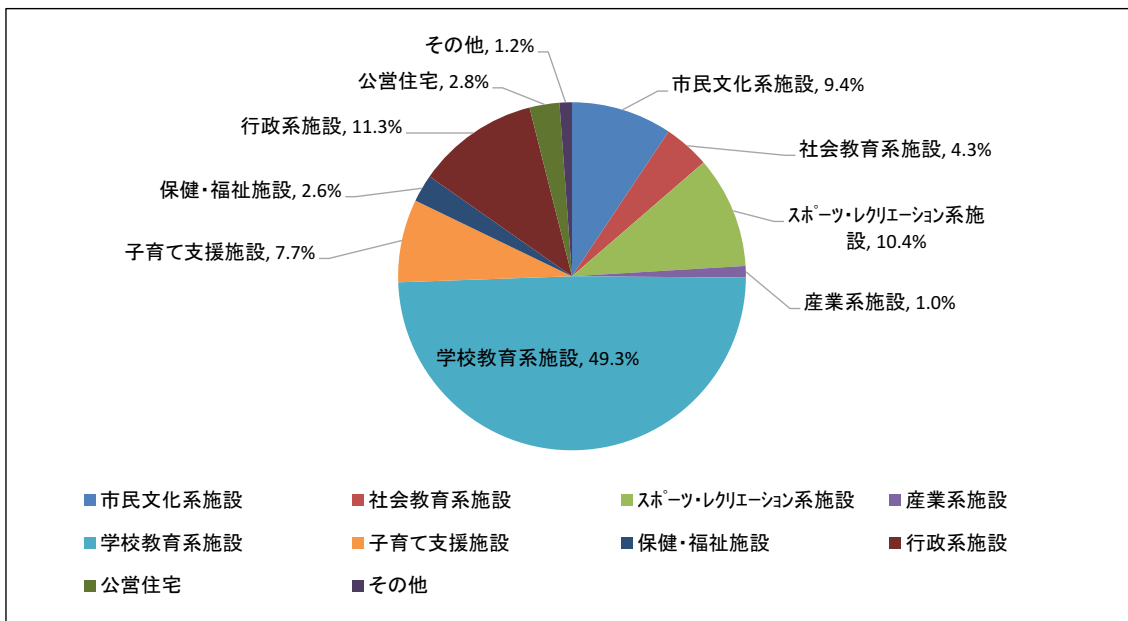


図3-1-1 施設分類別の延床面積の割合

出典：庁内関係課による調査より

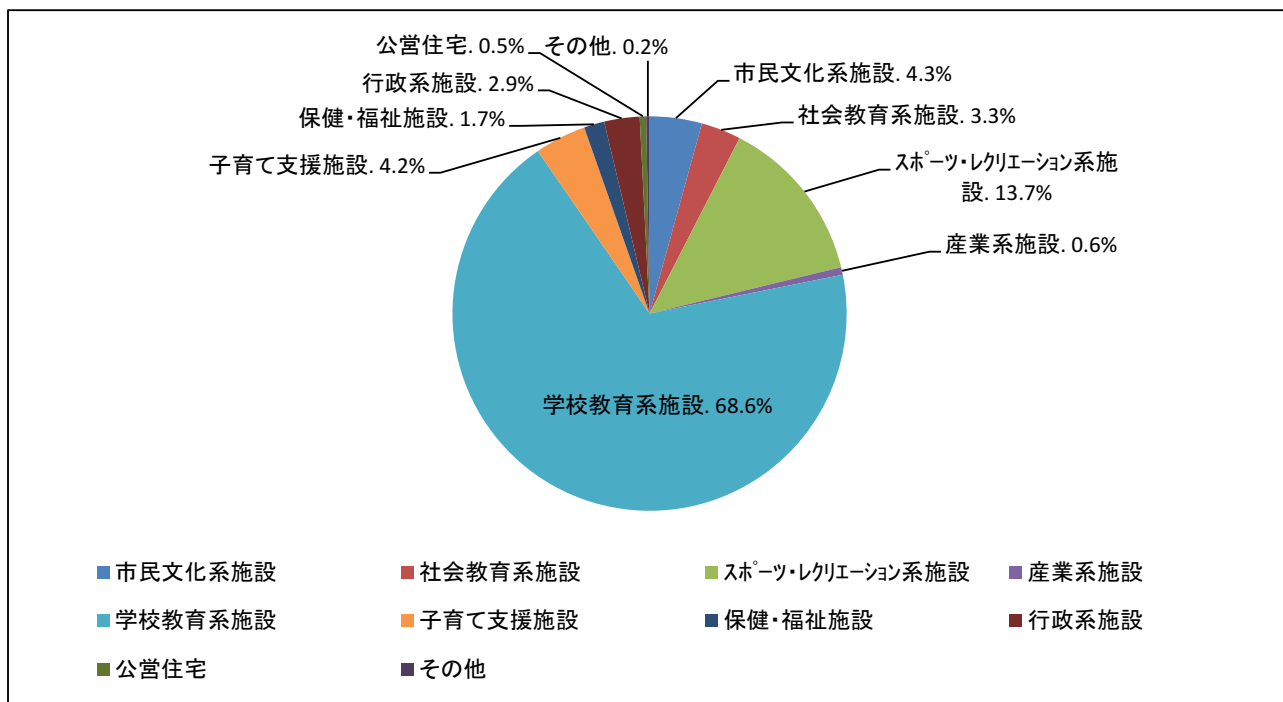


図 3-1-2 施設分類別の敷地面積の割合

表 3-1-1 主な公共建築物の概要

施設分類	主な施設名	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	文化会館、中央公民館 等	7	8	12,504
社会教育系施設	市立図書館、ふるさと歴史館 等	8	8	5,721
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツセンター、市民体育館 等	10	10	13,866
学校教育系施設	市立小・中学校 等	10	27	65,819
子育て支援施設	市立保育園・児童館 等	14	18	10,294
保健・福祉施設	保健センター、老人福祉センター椿荘 等	6	6	3,422
行政系施設	市役所、防災コミュニティセンター 等	5	5	15,134
公営住宅	市営つばきの郷住宅、市営中林住宅	2	2	3,709
産業系施設	野々市市交遊舎、 野々市市シルバー人材センター 等	3	3	1,430
その他	倉庫 等	5	5	1,539
合計		70	92	133,443

出典：庁内関係課による調査より

(2) 築年度別の延床面積

本市が保有する公共建築物の築年度別整備状況をみると、1975年（昭和50年）から1984年（昭和59年）の10年間にかけて小中学校を中心に多くの施設が整備されており、全体の40.0%（53,425㎡）を占めています。2000年（平成17年）度以降では市役所庁舎、野々市小学校等が整備されています。

また、一般的に経年劣化により大規模な改修工事が必要とされている建築後30年以上を経過した施設は全体の49.0%（65,434㎡）を占めており、建築後30年以上を経過する施設は、10年後には64.2%、20年後には82.1%となることが予想されます。今後、多くの施設が大規模な改修や建替えの時期を迎えるため、適切に対応する必要があります。

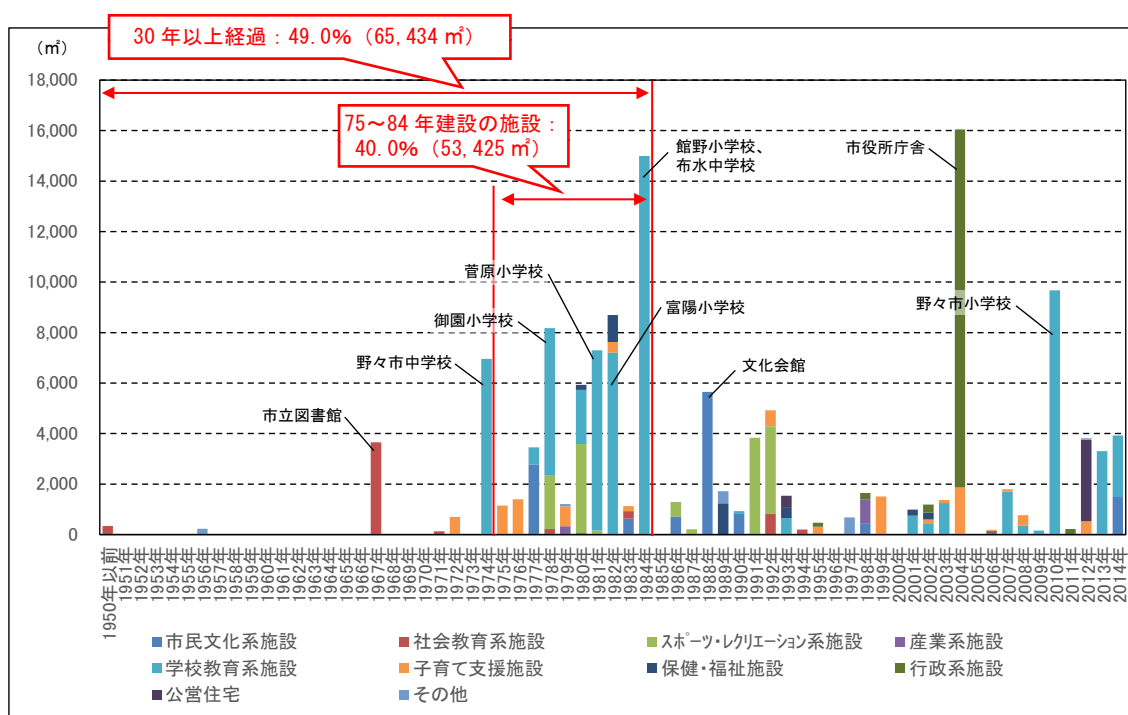


図 3-1-3 築年度別整備状況

出典：庁内関係課による調査より

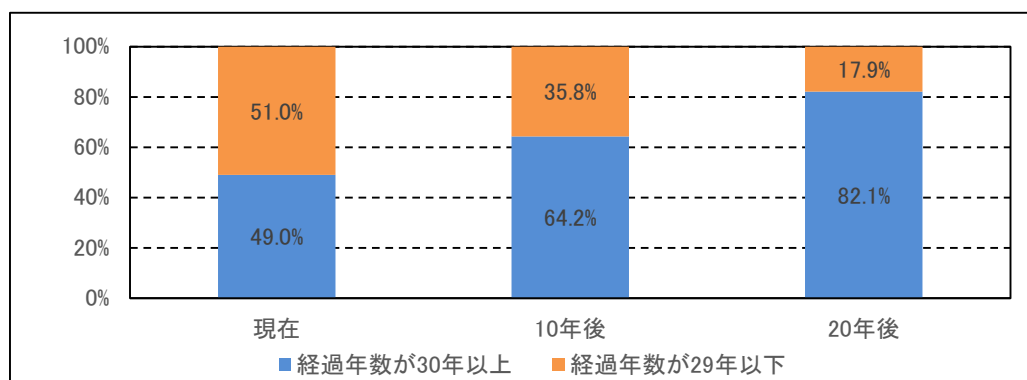


図 3-1-4 築年度別の延床面積

出典：庁内関係課による調査より

(3) 耐震化の状況

現在保有する公共建築物の耐震化状況を築年数割合で見ると、耐震基準が改正された1981年（昭和56年）以降の新耐震基準で建設された施設の延床面積は、100,121 m²で全体の75.0%を占めています。

また、耐震基準改正前の旧耐震基準で建設された公共建築物 33,322 m²のうち、学校を中心に17,228 m²、全体の12.9%は、すでに耐震化済みであることから、新耐震基準の公共建築物と合わせると87.9%が耐震性能を有することとなります。

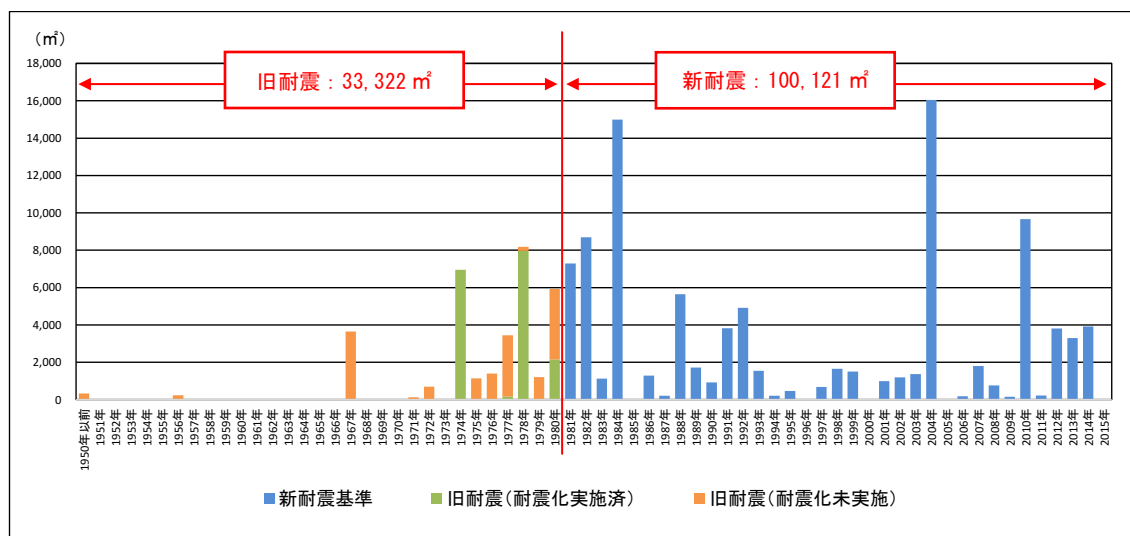


図 3-1-5 建築年別耐震化状況

表 3-1-2 耐震化の割合

耐震性の有無	耐震区分	耐震化工事の有無	延床面積	割合
有	新耐震基準	必要なし	100,121 m ²	75.0%
	旧耐震基準	実施済み	17,228 m ²	12.9%
無	旧耐震基準	未実施	16,094 m ²	12.1%

耐震性あり : 87.9%

※旧耐震基準 16,094 m²のうち、1977年に建設された野々市中学校の一部の校舎（527 m²）は、旧耐震基準の建築物であることから、安全性の確保するため、平成28年に解体しています。

- ・「耐震基準」とは、地震の際に建物に安全であるために備えていなければならない構造上の技術的基準のことで、一般的に1981年（昭和56年）6月の建築基準法改正後を新耐震基準、改正前を旧耐震基準と呼んでいます。
- ・耐震化実施済は、各施設所管課の調査結果を基に耐震化が確実に把握できた施設のみを耐震化有りとして判断しています。
- ・「耐震化」とは、建築基準法に定められた最低限の耐震性能を確保することです。

表 3-1-3 耐震化工事が未実施の施設

建物用途	施設名称	設置年 西暦	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	中央公民館	1977	2,763
社会教育系施設	市立図書館	1967	3,652
社会教育系施設	市立図書館前車庫	1978	217
社会教育系施設	社会教育団体倉庫	1980	58
社会教育系施設	末松廃寺跡収蔵庫	1971	129
社会教育系施設	郷土資料館（旧魚住家住宅）	1850 頃	335
スポーツ・レクリエーション系施設	市民体育館	1980	3,525
子育て支援施設	あすなろ保育園	1979	794
子育て支援施設	旧栗田保育園	1975	1,143
子育て支援施設	子育て支援センター菅原	1972	699
子育て支援施設	中央保育園	1976	1,397
保健・福祉施設	福祉課分室（社会福祉協議会）	1980	205
産業系施設	野々市市シルバー人材センター	1979	327
その他	押野倉庫	1979	85
その他	三日市倉庫	1956	231

(4) 公共建築物一覧

①市民文化系施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
中央公民館	本町二丁目1番20号	1977	2,763	43,412
女性センター	稲荷四丁目155番地	1983	629	11,779
押野公民館	押野三丁目70番地	1986	709	10,860
文化会館	本町五丁目4番1号	1988	5,648	106,808
		2011	9	
郷公民館	田尻町94番地	1990	820	9,721
末松会館「ラフォーレ末松」	末松二丁目500番地	1998	433	—
富奥防災コミュニティセンター	中林五丁目3番地22	2014	1,489	17,714

②社会教育系施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
市立図書館	本町二丁目14番6号	1967	3,652	59,573
末松廃寺跡収蔵庫	末松二丁目247番地	1971	129	—
市立図書館前車庫	本町二丁目14番6号	1978	217	—
社会教育団体倉庫	本町二丁目4番42号	1980	58	—
埋蔵文化財収蔵庫	御経塚一丁目183番地	1983	302	—
ふるさと歴史館	御経塚一丁目182番地	1992	822	3,800
郷土資料館（旧魚住家住宅）	本町三丁目19番24号	1850頃	335	2,775
郷土資料館展示棟		1994	203	

③スポーツ・レクリエーション系施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
武道館	位川183番地	1978	2,143	15,843
市民体育館	下林三丁目97番地	1980	3,525	80,180
弓道場	太平寺三丁目128番地	1981	162	7,139
市民野球場	下林三丁目97番地	1986	581	13,095
市民野球場 雨天練習場		1987	168	
健康広場管理棟	上林一丁目180番地	1987	43	—
スポーツセンター	押野二丁目30番地	1991	3,830	67,380
スポーツランドプール	中林五丁目1番地1	1992	2,289	53,097
スポーツランドさわやかホール		1992	1,061	17,045
スポーツランドクラブハウス		1992	59	—

④学校教育系施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
野々市中学校	三納三丁目 1 番地	1974	6,960	—
		1977	162	
		1977	527	
		1980	2,145	
		1990	69	
		1992	50	
		2002	214	
		2014	76	
布水中学校	押野二丁目 100 番地	1984	9,166	—
		1990	36	
		2002	235	
		2014	505	
御園小学校	稲荷四丁目 128 番地	1978	5,817	—
		2001	751	
		2007	164	
		2014	20	
菅原小学校	菅原町 20 番 1 号	1981	7,134	—
		2008	360	
富陽小学校	中林五丁目 70 番地	1982	7,209	—
		2013	3,303	
館野小学校	押野三丁目 71 番地	1984	5,833	—
		2007	1,539	
野々市小学校	本町五丁目 3 番 1 号	2010	9,671	—
中学校給食センター	太平寺三丁目 126 番地 1	2003	1,243	—
		2009	156	
小学校給食センター	太平寺三丁目 126 番地 1	2014	1,830	—
教育センター	本町四丁目 21 番 27 号	1993	644	—

⑤子育て支援施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
旧粟田保育園	粟田一丁目 126 番地	1975	1,143	—
中央保育園	本町三丁目 2 番 22 号	1976	1,397	—
		2002	50	
あすなろ保育園	御経塚五丁目 30 番地	1979	794	—
富奥保育園	中林五丁目 30 番地	1992	635	—
		2002	95	
		2007	91	
御経塚保育園	御経塚一丁目 288 番地	1995	312	—
		2006	33	
押野保育園・子育て支援センター	御経塚三丁目 115 番地	1999	1,296	—
はくさん保育園	白山町 4 番 2 号	2004	1,865	—
中央児童館	矢作三丁目 1 番地 2	1982	418	23,499
本町児童館	本町三丁目 10 番 12 号	1983	192	7,106
押野児童館	押野三丁目 115 番地	1999	211	16,604
つばきの郷児童館	二日市五丁目 333 番地	2012	527	20,464
放課後児童クラブ (第 1・2 つばきクラブ)	本町四丁目 21 番 17 号	2008	406	—
子育て支援センター菅原	菅原町 8 番 33 号	1972	699	14,050
放課後児童クラブ (こうさぎクラブ)	中林一丁目 2 番地 7	2003	121	—

⑥保健・福祉施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
福祉課分室 (社会福祉協議会)	本町五丁目 18 番 5 号	1980	205	—
老人福祉センター椿荘	矢作三丁目 1 番地 2	1982	1,065	38,665
保健センター	三納三丁目 128 番地	1989	1,236	17,584
デイサービスセンター	矢作三丁目 3 番地	1993	410	4,333
いきがいセンター矢作	矢作三丁目 2 番地 10	2001	235	2,209
いきがいセンター御経塚	御経塚一丁目 38 番地	2002	269	1,830

⑦行政系施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
第2コミュニティ消防センター	中林五丁目30番地1	1995	159	—
第1コミュニティ消防センター	本町二丁目138番地	1998	269	—
防災コミュニティセンター	本町一丁目4番地101	2002	323	—
市役所庁舎	三納一丁目1番地	2004	14,174	—
第4コミュニティ消防防災センター	押野二丁目313番地2	2011	207	—

⑧公営住宅

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
市営中林住宅	中林一丁目13番地	1993	487	11
市営つばきの郷住宅	二日市五丁目333番地	2012	3,221	40

⑨産業系施設

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
シルバー人材センター	白山町364番地	1979	327	—
交遊舎	二日市一丁目2番地	1998	949	50,040
シルバー人材センターワークプラザ	白山町367番地	2006	154	—

⑩その他

施設名称	所在地	設置年 西暦	延床面積 (㎡)	利用人数 (人/年)
三日市倉庫	三日市三丁目362番地	1956	231	—
押野倉庫	押野一丁目4番地	1979	85	—
中林倉庫	中林五丁目1番地1	1989	483	—
北口プラザ	二日市一丁目127番地	1997	679	—
JR野々市駅南口公衆トイレ	二日市三丁目1番地	2012	60	—

3-2 インフラ施設の現況

(1) 道路

本市の市道は、1級幹線を約23.2km、2級幹線を約11.5km、その他の市道を約217.9km、さらに独立自転車歩行者道を約11.6km管理しています。

市道の整備状況については、路線ごとではなく区間ごとに整備していることから、年度別の実績を算出することが困難となっています。

表3-2-1 道路の整備状況

種別	延長 (m)	面積 (m ²)
1級幹線	23,232	307,880
2級幹線	11,541	179,964
準幹線・その他	217,878	1,341,544
独立自転車歩行者道	11,613	56,479

※ 2015年（平成27年）4月1日現在

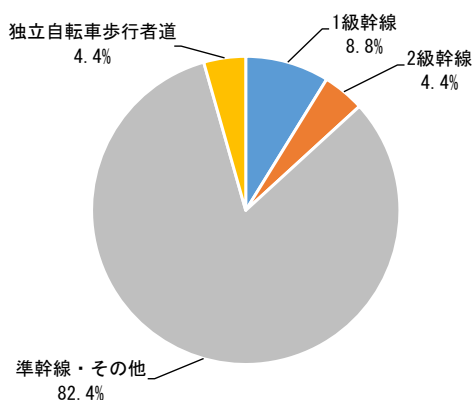


図3-2-1 市道種別による延長割合

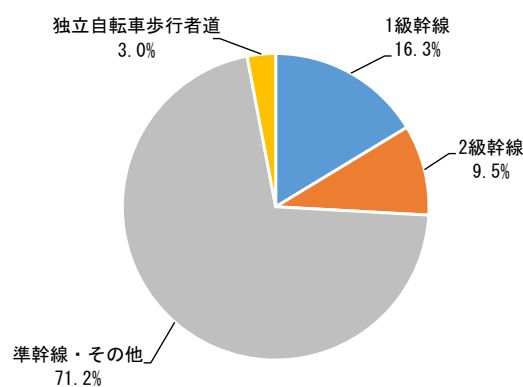


図3-2-2 市道種別による面積割合

また、道路利用者の安全性・快適性を維持するための附属施設として、地下道、標識、照明灯、消雪装置等を管理しています。

表3-2-2 附属施設の整備状況

項目	細目	数量
地下道		8箇所
案内標識		61基
照明灯（小型含まず）		572基
消雪装置	配管	36,637m
	ポンプ（井戸）	41基
	電気（制御盤）	41基

※ 2015年（平成27年）4月1日現在

(2) 橋梁

本市の橋梁は 233 橋、総延長は 1,458m であり、そのうち約 95% (221 橋) が橋長 15m 未満の比較的短い橋梁となっています。

建設年度別にみると、設置年度が不明なものを除き、一般的な橋梁の耐用年数 (60 年: 旧大蔵省 減価償却資産の耐用年数等に関する省令) を超過 (1954 年 (昭和 29 年) 以前) している橋梁が 1 橋 (0.4%) あり、今後は耐用年数を迎える橋梁が増加します。

これに伴い修繕費・架替費が増加し、市の財政負担の増加が想定されることから、適正な管理と長寿命化によるコスト縮減を推進するために緊急輸送道路、災害復旧優先道路に架かる橋梁について「野々市市橋梁長寿命化修繕計画 (2011 年 (平成 23 年) 度)」を策定しました。

表 3-2-3 橋梁の整備状況

分類	架橋河川等	施設数	延長
橋長 15m 以上	馬場川、高橋川、木呂川、城谷川 等	12 橋	330m
橋長 15m 未満	各用排水路 等	221 橋	1,128m

※ 2015 年 (平成 27 年) 4 月 1 日現在

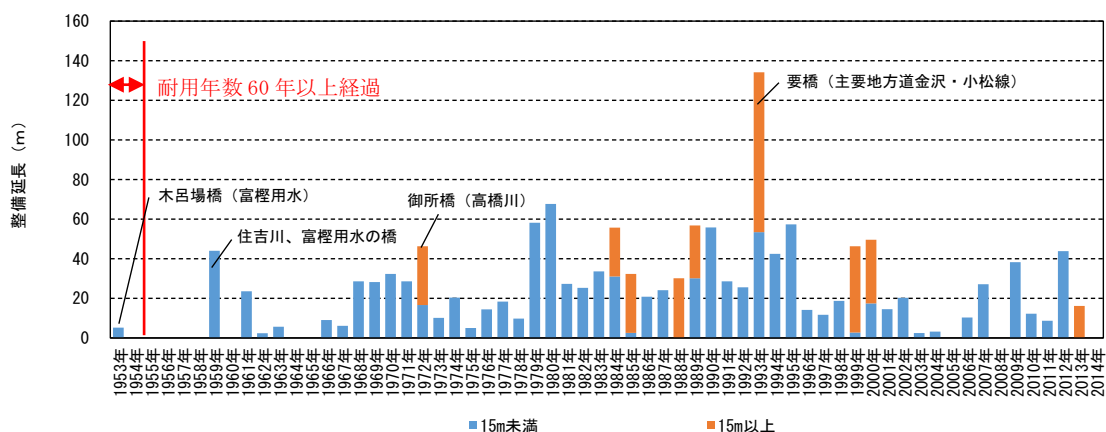


図 3-2-3 橋梁の年度別整備状況

(4) 公園

本市の公園は、1960年代後半（昭和40年代）からの土地区画整理事業に伴う整備を中心に街区公園が88箇所・12.8ha、近隣公園が3箇所・3.4ha、総合公園が1箇所・6.7ha、都市緑地が27箇所・2.5ha、歴史公園が2箇所・3.6ha整備されてきました。

これらの各種公園は、日常の安らぎ・交流の場やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所として重要な機能を有しており、今後も機能維持を図ることが必要です。

公園内の休養施設や遊具の損傷・劣化は、公園利用者の事故につながる恐れがあることから、施設の定期的な点検や適切な維持管理による安全・安心を確保するために、「野々市市公園施設長寿命化計画（2012年（平成24年）度）」を策定しました。

表3-2-6 公園の整備状況

区分	施設数（箇所）	面積（ha）	備考
街区公園	88	12.8	扇が丘東公園、新庄東公園 等
近隣公園	3	3.4	押野中央公園、野々市南部公園 等
総合公園	1	6.7	野々市中央公園
都市緑地	27	2.5	せせらぎ公園、つばき公園 等
歴史公園	2	3.6	末松廃寺跡公園、御経塚史跡公園
合計	121	29.0	

※ 2015年（平成27年）4月1日現在

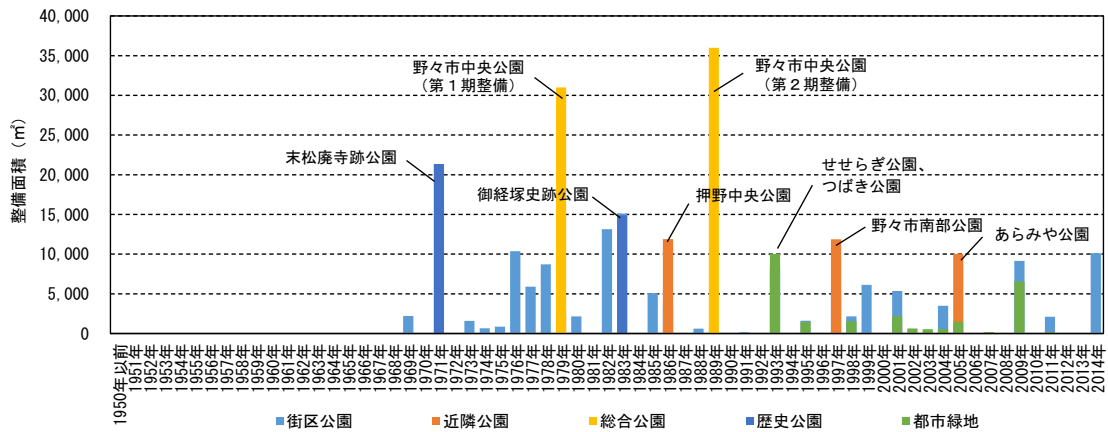


図3-2-5 公園の年度別整備状況（開園年）

(5) 上水道

本市の上水道は、1964（昭和 39）年に水道事業創設が認可され、1967（昭和 42）年より給水を開始しました。以降、土地区画整理事業の実施や急速な都市化の進展に伴う大規模商業施設等の立地により水需要が増加し、一部、県営水道も受水しながら、2014 年（平成 26 年）末現在、上水道施設（機械設備、電気設備等）は 12 箇所、上水道管渠は総延長約 317km が整備され、上水道普及率は 99.2%「平成 26 年度末 水道統計調査（石川県）」となっています。

現時点で耐用年数（40 年：総務省 地方公営企業法施行規則）を超過（1974 年（昭和 49 年）以前）している上水道管渠は約 1%ですが、今後は耐用年数を超える管渠が急増することから、上水道施設とともに計画的な維持管理や更新（管渠は布設替）が必要です。

表 3-2-7 上水道施設の整備状況

区分		箇所数・延長	備考
上水道施設	取水施設	10 箇所	1 号、2 号、4 号～第 11 号
	浄水施設、配水給水施設	2 箇所	東部、南部・北部
上水道管渠	導水管	4 km	
	配水管	313 km	
	計	317 km	

※ 2015 年 4 月 1 日現在

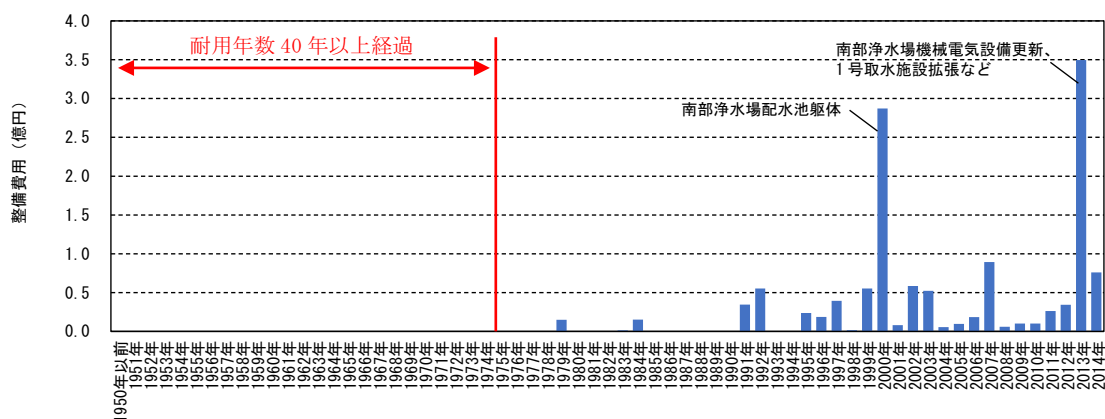


図 3-2-6 上水道施設の年度別整備状況

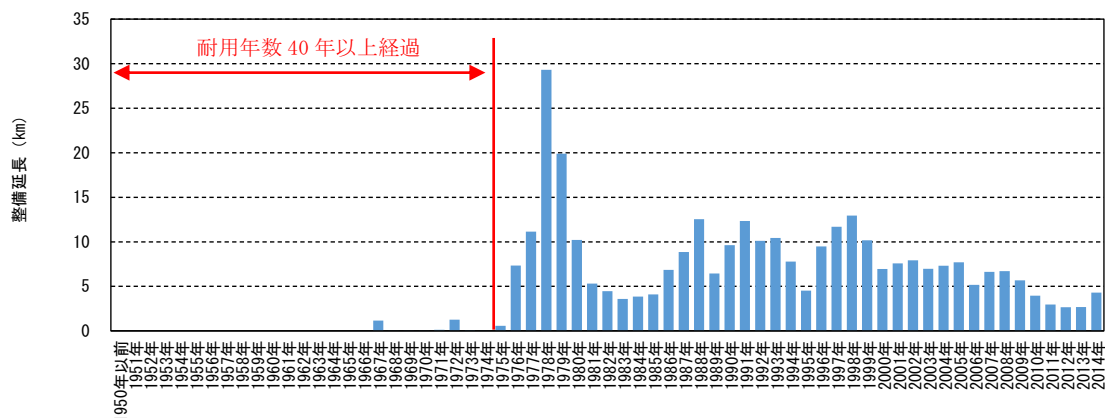


図 3-2-7 上水道管渠の年度別整備状況

(6) 下水道

本市の下水道は、1987年（昭和62年）から犀川左岸流域関連公共下水道事業として整備を始め、平成6年12月より供用を開始しました。上水道と同様に土地区画整理事業の実施や大規模商業施設の立地に伴い順次整備を進め、2014年（平成26年）末現在、下水道管渠は総延長約269km、下水道施設（マンホールポンプ）は11箇所を整備し、下水道普及率は94.9%「平成26年度末 汚水処理施設整備状況（石川県）」となっています。

整備開始より29年が経過し現時点では耐用年数を超える下水道管渠はありませんが、将来、耐用年数を超過する管渠の急増に備えて、下水道施設とともに計画的な維持管理や更新（管渠は布設替）が必要です。

表3-2-8 下水道の整備状況

区分		箇所数・延長	備考
下水道管渠	コンクリート管	78 km	
	塩ビ管	190 km	
	その他	1 km	
	計	269 km	
下水道施設	マンホールポンプ	11箇所	押野、高橋、扇が丘満願寺、扇が丘城谷、末松、御経塚、あやめ、野代、三日市、末松北、柳町

※ 2015年（平成27年）4月1日末現在

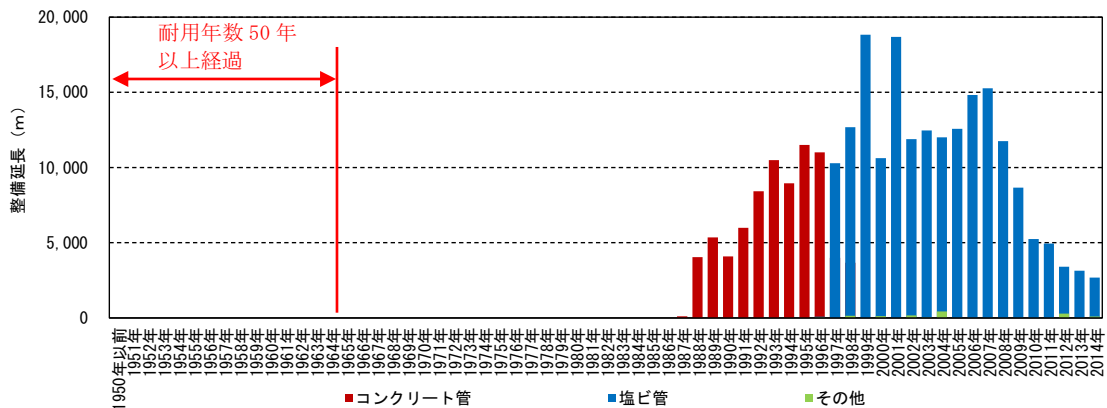


図3-2-8 下水道管渠の年度別整備状況

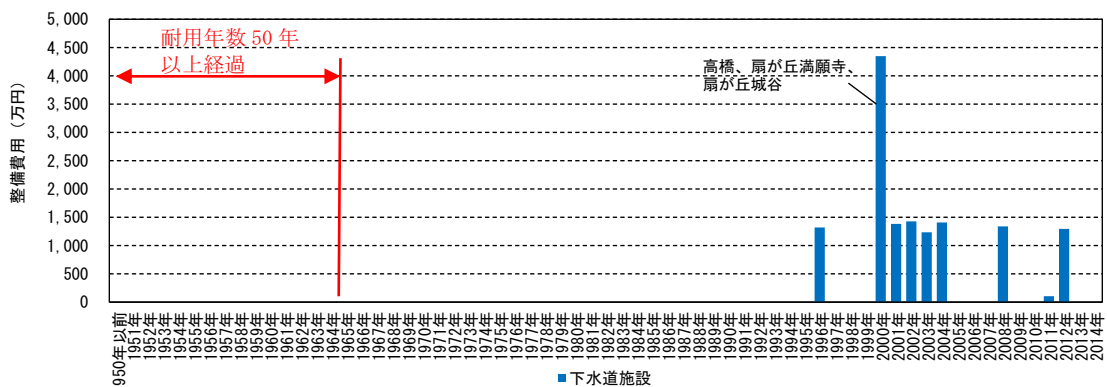


図3-2-9 下水道施設の年度別整備状況

また、本市の雨水幹線については、繊維工業の進出や学園都市としての発展、大型店の進出や土地区画整理事業の急速な進展に伴い、1974年（昭和49年）の住吉川第1排水区より整備を進め、現在、15排水区、18施設、整備延長13.7kmとなっています。

表3-2-9 雨水幹線の整備状況

排水区	施設名称	整備時期	整備延長 (m)
押野第3	押野雨水1号幹線	1990年～1992年	212
本町	横宮雨水幹線	1990年～1992年	744
	白髪田川雨水幹線	1994年	681
高橋川第2	高橋川1号雨水幹線	1998年	216
高橋川第4	高橋川2号雨水幹線	1999年	37
住吉川第1	住吉川雨水1号幹線	1974年～1998年	3,182
	住吉川雨水2号幹線	1995年～1997年	796
住吉川第2	住吉川雨水3号幹線	1999年	559
十人川第2	十人川雨水3号幹線	1991年	89
十人川第6	十人川雨水2号幹線	2001年～2002年	346
毛勝川	毛勝川雨水1号幹線	1979年～1993年	1,398
	毛勝川雨水2号幹線	1993年	94
瀬木川	瀬木川雨水幹線	1983年～1989年	2,745
御経塚	御経塚雨水幹線	1986年～1990年	674
馬場川第2	馬場川雨水1号幹線	2002年～2008年	1,006
馬場川第3	馬場川雨水幹線	2013年	192
馬場川第5	馬場川雨水2号幹線	2001年	543
新庄	新庄雨水幹線	2012年～2014年	139
計			13,653

※ 2015年（平成27年）4月1日現在

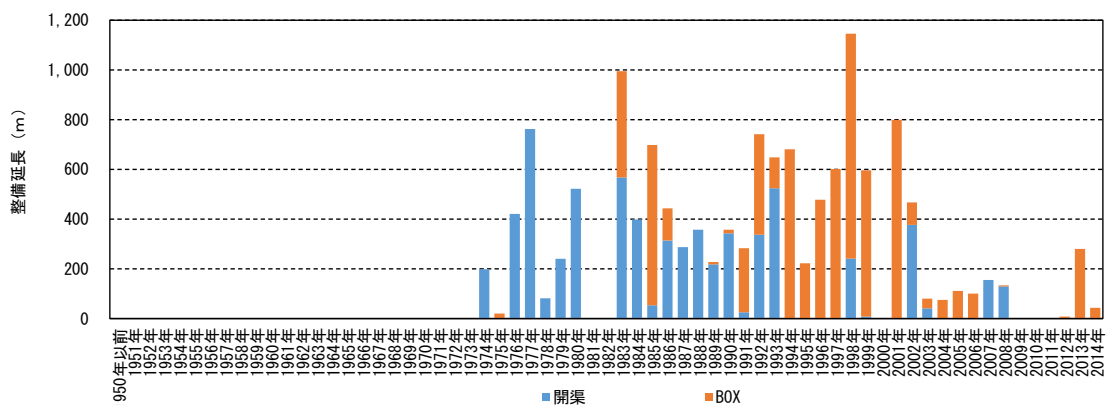


図3-2-10 雨水幹線の年度別整備状況

3-3 公共施設等の更新費用の将来の見通し

(1) 公共建築物

a) 推計条件

公共建築物における将来の更新費用等は、施設の更新費（建替え費）、大規模改修費*及び維持管理費を推計した費用です。

更新費と大規模改修費は、施設の延床面積に1㎡あたりの各単価を乗じた費用とし、更新周期及び大規模改修周期毎に推計を行っています。1㎡あたりの単価及び各周期については、『総務省「公共施設等更新費試算ソフト Ver2.00」(以下、「総務省試算ソフト」という)』より設定しています。維持管理費は過去5年間の実績値の平均値である9.2億円/年と設定しています。

【用語解説】

*「大規模改修費」とは、建物の内外装や設備を大々的に作り直すために必要な費用のことです。

表3-3-1 更新（建替え）単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期
市民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	40 万円/㎡	60 年間
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 産業系施設 その他	36 万円/㎡	
学校教育系施設 子育て支援施設	33 万円/㎡	
公営住宅	28 万円/㎡	

※更新（建替え）の単価・周期は、「総務省試算ソフト」より

表3-3-2 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期
市民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	25 万円/㎡	30 年間
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 産業系施設 その他	20 万円/㎡	
学校教育系施設 子育て支援施設 公営住宅	17 万円/㎡	

※大規模改修の単価・周期は、「総務省試算ソフト」より

b) 推計結果

現在、保有する公共建築物を今後も同規模で保有し続けた場合の将来更新費用等を推計しました。推計した結果、今後40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等の総額は、更新費（建替え費）が299.3億円（7.5億円/年）、大規模改修費が227.7億円（5.7億円/年）、維持管理費は174.6億円（4.4億円/年）、全体で約701.6億円（17.5億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等は9.2億円/年であるため、今後は毎年約1.9倍の費用が必要となる見込みです。

現在、保有する公共建築物の半数が耐用年数の半分である30年を経過しており、今後多くの大規模な改修や更新（建替え）が必要となります。こういった状況に備え、これまでの事後保全[※]から適正な維持管理や計画的な予防保全[※]型の改修及び更新（建替え）が求められます。

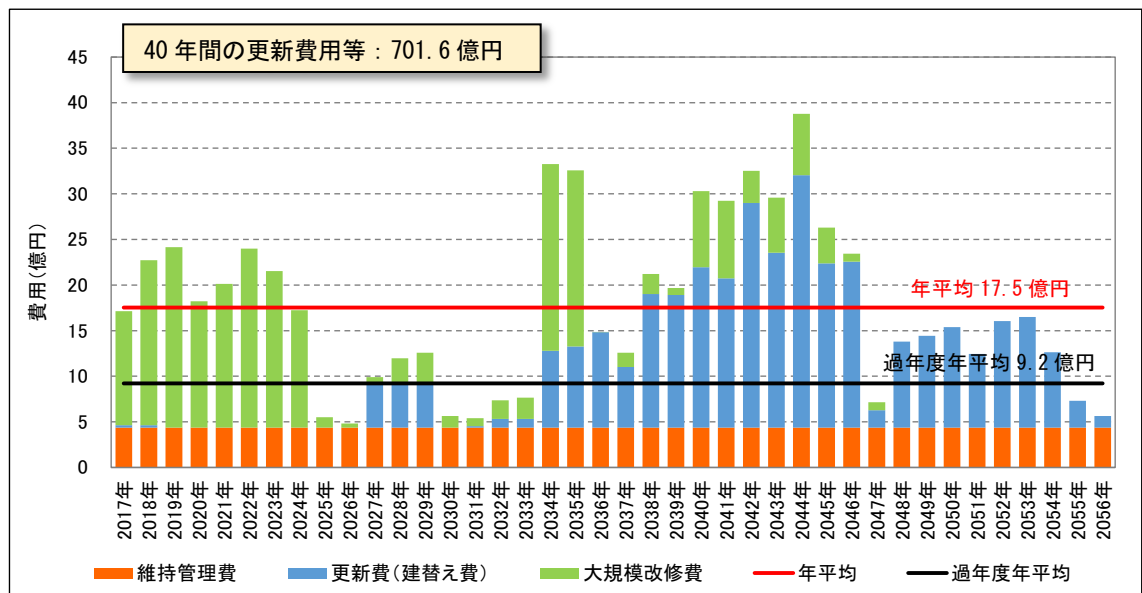


図3-3-1 将来更新費用等の推移

上記の推計において、費用が過剰に集中することを防ぐため「総務省試算ソフト」の考え方を準拠し下記の点を考慮しています。

- i) 既に更新（建替え）及び大規模改修を行うべき時期を超過している場合、2015年（平成27年）～2024年（平成36年）の10年間に費用を分散しています。
- ii) 更新（建替え）期間は3年間、大規模改修期間は2年間として各費用を分散して計上しています。
- iii) 残更新（建替え）年数が10年以下の場合、大規模改修の費用は計上していません。

【用語解説】

※「事後保全」とは支障が生じてから直す活動であり、「予防保全」は点検等により兆候を捉え支障が生じる前に対応を行う活動のことです。

(2) インフラ施設

① 道路

a) 推計条件

道路の更新費用は、年度別で整備箇所を特定することが困難であるため、施設の総数量を耐用年数で割り、耐用年数の期間で全ての施設を更新（舗装打換え、設備交換等）するものとして推計しました。

施設更新の単価については、過年度の実績値等により設定しました。更新周期については、「総務省試算ソフト」より設定しました。

また、維持管理費（舗装修繕等）は、過去5年間の実績値の平均値である1.7億円/年と設定しました。

なお、地下道は技術面や高額な事業費により、更新（造り替え）が難しいため、維持管理費（施設修繕費）のみの計上とします。

表3-3-3 更新単価・周期の根拠

項目	規格	更新単価	更新周期
車道、歩道	車道	4.7千円/m ² (総務省試算ソフトより)	15年 (総務省試算ソフトより)
	歩道		
施設	標識	過年度実績	
	照明灯	石川県積算基準	
消雪装置	ポンプ、配管、電気(制御盤)	過年度実績	

b) 推計結果

今後、40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等の総額は、施設更新費が約297.2億円（7.4億円/年）、維持管理費は約69.9億円（1.7億円/年）、全体で約367.1億円（9.2億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等（施設更新、維持管理）は4.30億円/年であり、今後は毎年約2.1倍の費用が必要となる見込みです。

今後、既設舗装の破損進行を抑える予防保全により舗装の長寿命化とコスト縮減を図るとともに、道路の重要度（交通量）等に応じたライフサイクルコストの縮減が必要です。

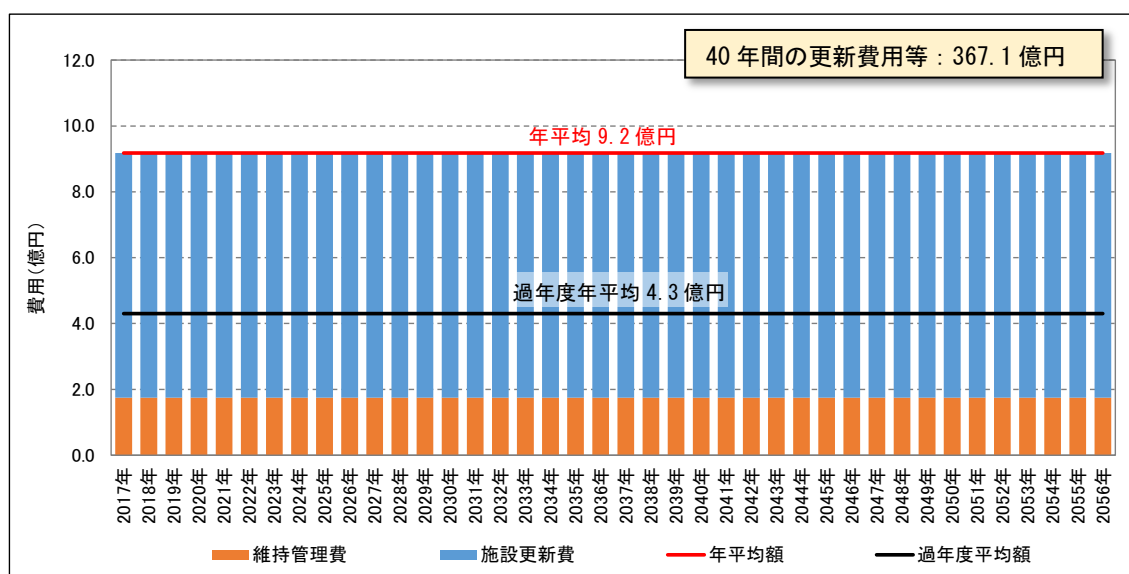


図3-3-2 将来更新費用等の推移

【用語解説】

※ライフサイクルコストとは、構造物などの企画・設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用のことです。

② 橋梁

a) 推計条件

橋梁の施設更新（橋梁架替）は、「野々市市地域防災計画」の災害復旧優先道路及び「石川県地域防災計画」の緊急輸送道路等の重要な道路ネットワーク上にある橋梁の 35 橋について「野々市市橋梁長寿命化修繕計画（2011 年（平成 23 年）度）」に基づき推計しました。

また、上記以外の橋梁については、「総務省試算ソフト」に基づき更新単価・周期を設定しました。

なお、維持管理費（点検・修繕等）は、過去 5 年間の実績値の平均値を用い、0.04 億円/年と設定しました。

表 3-3-4 更新単価・周期の根拠

項目	規格	更新単価	更新周期
RC 橋、PC 橋、 鋼橋	重要な道路ネットワーク上にある橋梁 35 橋	「野々市市橋梁長寿命化修繕計画」より	
		「橋梁維持管理 中長期保全計画支援シミュレータ 計算手法」の補修工法及び単価を準用	野々市市及び石川県加賀地方の点検データより統計的手法で劣化曲線を作成し補修・更新周期を設定
	上記以外の橋梁 198 橋	400 千円/m ²	60 年
		(総務省試算ソフトより)	

b) 推計結果

今後、40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等の総額は、施設更新費が約22.4億円（0.5億円/年）、維持管理費は約1.6億円（0.04億円/年）、全体で約24.0億円（0.6億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間では更新（橋梁架替）を実施していませんが、維持管理（施設修繕）で年平均0.04億円を要しており、今後は10倍以上の費用が必要となる見込みです。

長寿命化修繕計画に基づいて架替・補修を行う35橋のみならず、橋長15m未満の橋梁についても定期点検の実施や情報の適切な整理と更新・運用、耐用年数を超えた橋梁の管理等が課題として挙げられます。

また、一時期に集中して整備された橋梁は、更新時期も一時期に集中することから、予防的な維持管理の実施等による費用の平準化が必要です。

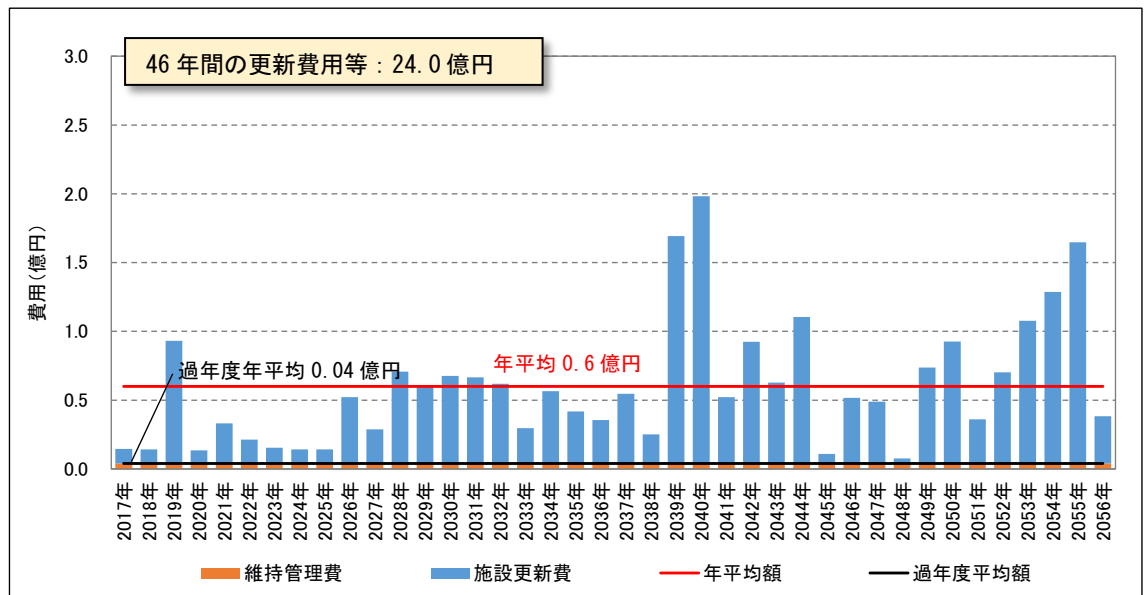


図3-3-3 将来更新費用等の推移

③ 河川

a) 推計条件

河川については、改修計画の見直し、再整備等が予想されますが、河川の整備については長期的な観点で計画しているため、本計画の期間内での更新費用は計上していません。

施設の維持管理として、川底の深掘れを防止する護床工の設置や、防護柵の補修等が必要です。維持管理にかかる費用と周期は、過去の実績から設定しています。

雨水調整池については、設置された機械・電気設備の更新費用を計上しています。更新単価は過年度の実績から設定しています。

施設の維持管理として、設備の点検・整備、清掃を考えています。維持管理にかかる費用と周期は、過去の実績から設定しています。

表 3-3-5 河川の維持管理単価・周期の根拠

項目	規格	維持管理単価	維持管理周期
住吉川	護床工設置、防護柵の補修等	1,000 千円	5 年
城谷川		2,000 千円	10 年
十人川		2,000 千円	1 年

表 3-3-6 雨水調整池の維持管理単価・周期の根拠

項目	規格	維持管理単価	維持管理周期
三納 1 号調整池	設備の点検・整備、清掃等	905 千円	1 年
三納 2 号調整池		355 千円	1 年
三納 3 号調整池		155 千円	1 年

表 3-3-7 雨水調整池の更新単価・周期の根拠

項目	更新単価	更新周期
排水ポンプ	過年度実績	15 年
制御盤		10 年
除塵機		15 年

b) 推計結果

今後、40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等の総額は、雨水調整池の設備更新費用が約1.69億円（0.042億円/年）、河川及び雨水調整池の維持管理費が約1.53億円（0.038億円/年）、全体で約3.22億円（0.080億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等は0.038億円/年であり、今後は約2.1倍の費用が必要となります。特に雨水調整池の設備更新時には一度に多額の費用が必要となるため、設備の点検・整備を入念に行い、設備の長寿命化に努める必要があります。

なお、管理延長の増加、計画の見直し等があった場合には、別途費用が必要となります。

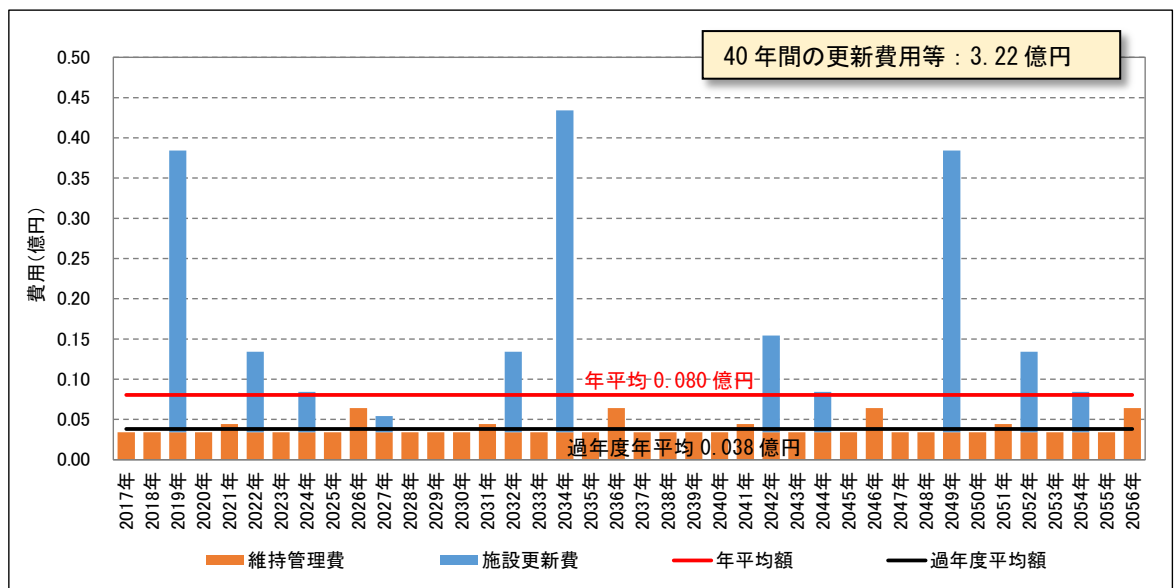


図3-3-4 将来更新費用等の推移

④ 公園

a) 推計条件

公園施設は照明灯、遊具、四阿等の「主要な施設」とベンチ、柵等の「その他の施設」と「トイレ施設」に分類しました。

「主要な施設」の施設更新（施設修繕含む）の費用・周期は、「野々市市公園施設長寿命化計画（2011年（平成23年）度）」を踏まえて設定し、「その他の施設」は過年度実績を考慮して約0.59億円/年と設定しました。また、「トイレ施設」の施設更新（大規模改修費含む）の費用・周期は、「総務省試算ソフト」を踏まえて設定しました。

維持管理費（用地借上費・清掃費等）は、過去5年間の実績値を参考に、0.35億円/年と設定しました。

表 3-3-8 更新単価・周期の根拠

項目	規格	更新単価	更新周期
主要な施設	遊具、四阿等	「野々市市公園施設長寿命化計画」より	「野々市市公園施設長寿命化計画」より
その他の施設	ベンチ、柵等	59,000千円 過年度実績	
トイレ施設		33万円/m ² （更新） 17万円/m ² （大規模改修）	60年（更新） 30年（大規模改修）

b) 推計結果

今後、40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等（施設長寿命化を図った場合）の総額は、主要施設の施設更新費が約23.5億円（0.6億円/年）、その他施設の施設更新費が約23.4億円（0.6億円/年）、トイレ施設の施設更新費が約1.2億円（0.03億円）、維持管理費は約13.9億円（0.35億円/年）であり、全体で約62.0億円（1.6億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等は約0.9億円/年であり、今後は約1.8倍の費用が必要となる見込みとなるため、メリハリのあるストックマネジメント[※]の導入や維持管理コストの低減等が必要です。

特に、「遊具」は補修費用（施設延命のための塗装等）と維持管理費用（機能維持のための消耗部材の交換等）が高価であり、ニーズに合わせた見直しが必要です。

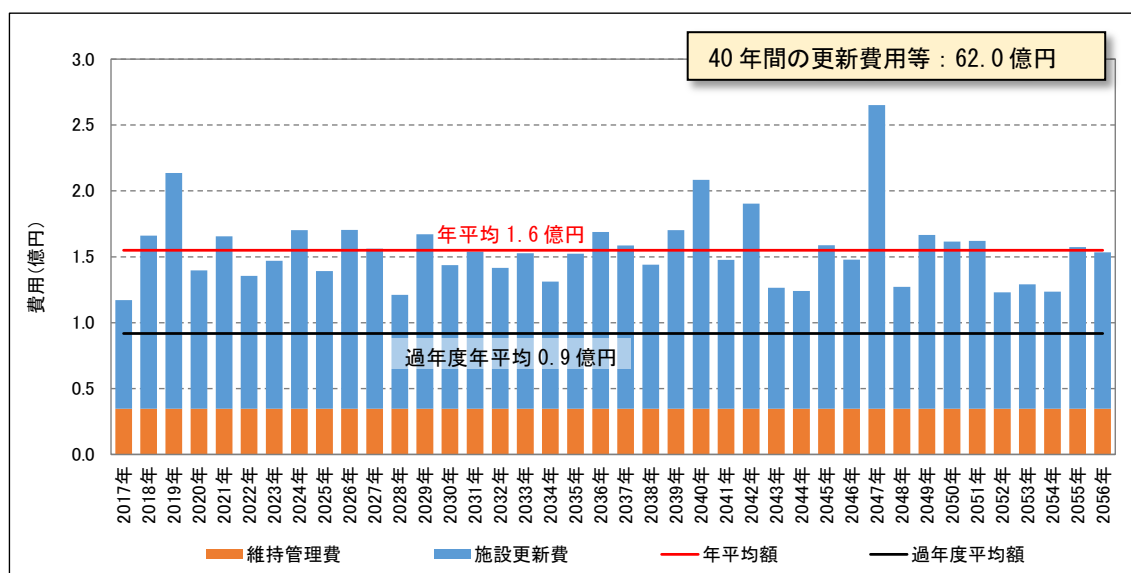


図3-3-5 将来更新費用等の推移

【用語解説】

※ストックマネジメントとは、既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る技術体系及び管理手法の総称です。

⑤ 上水道

a) 推計条件

上水道の推計は「野々市市上水道アセットマネジメント報告書」より、以下のとおりとしました。

また、毎年の維持管理費については、過去の実績をもとに計上しました。

【施設】

更新費用：「建設工事費デフレータ(国土交通省建設調査統計課)」の上・工業用水道

更新周期：「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況調査」、「関西水道事業研究所調査事例」、「日本水道協会調査事例」、「水道技術研究センター調査事例」による平均使用年数

表 3-3-9 上水道施設の更新周期の根拠

項目		更新周期	備考
土木施設	水源井戸、ピット	平均使用年数 73 年	関西水道事業研究所
機 械	ポンプ、排水処理設備など	平均使用年数 24 年	水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況調査
電 気	受変電・配電設備など	平均使用年数 25 年	
計装設備	流量計、水位計など	平均使用年数 21 年	
建築物	水源上屋など	平均使用年数 70 年	

【管渠】

更新費用：管延長×口径別布設単価

布設単価：工事費の実績及び「水道事業の再構築に関する施設更新費用算出の手引き」(厚生労働省：平成 23 年 12 月)

更新周期：「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況調査」

表 3-3-10 上水道管渠の更新周期の根拠

項目	更新周期(基準年)	備考
鋳鉄管	40 年	
ダクタイル鋳鉄管	50~90 年	布設年代別に区分
鋼管	40 年	
硬質塩化ビニル管 (TS 継手・その他)	40 年	
硬質塩化ビニル管 (RR 継手)	50 年	
ポリエチレン管	40 年	
ポリエチレン管 (高密度・熱融着継手)	60 年	

b) 推計結果

今後、40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等の総額は、上水道施設の施設更新費が約13.9億円（0.3億円/年）、上水道管渠の施設更新費が約119.0億円（3.0億円/年）、維持管理費は約1.0億円（0.03億円/年）、全体で約133.9億円（3.3億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等は約3.16億円/年ですが、今後は2029年（平成41年）と2049年（平成61年）に管渠更新費のピークを迎えることから、施設や管渠の予防的な維持管理や更新費の平準化をはじめ、更新・改修費用の低減、設備の長寿命化を図ることが必要です。

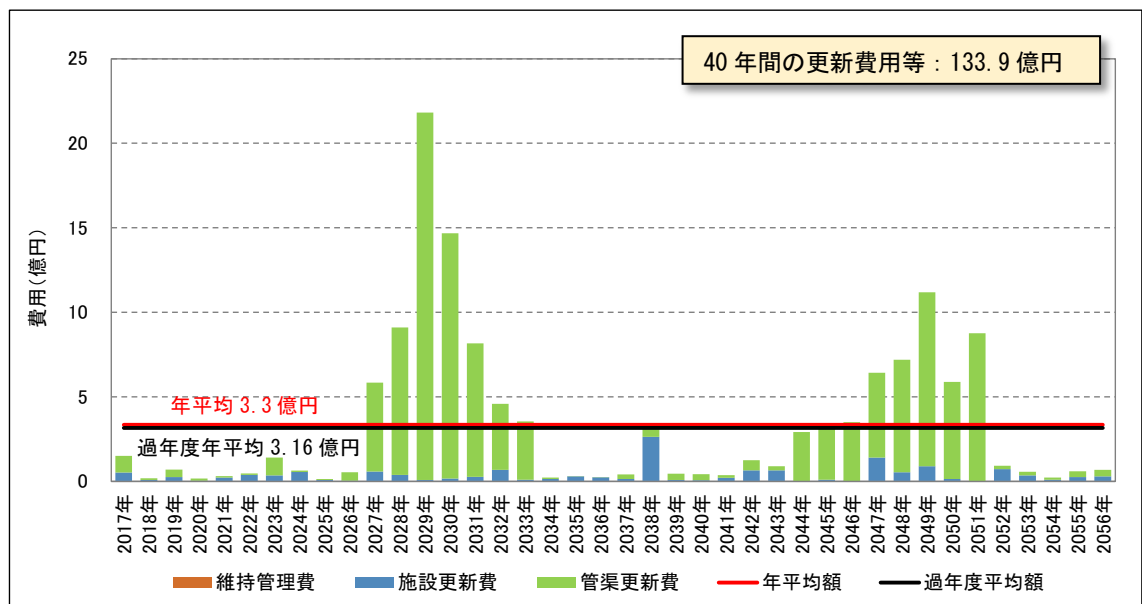


図3-3-6 将来更新費用等の推移

⑥ 下水道

a) 推計条件

【施設】

下水道施設は、「機械設備」と「電気設備」と「計測機器」に区分し、更新単価はこれまでの実績（新規整備、更新費、改修費）をもとに個別に設定しました。

また、維持管理費は、過去5年間の個別維持管理費を平均して計上しました。

表3-3-11 上水道施設の更新単価・周期の根拠

項目	規格	更新単価	更新周期
機械設備	汚水ポンプ	過年度実績	15年
電気設備	制御盤、通報装置、引込計器盤等		10年
計測機器	水位計		10年

【管渠】

下水道管渠は、「コンクリート管」、「塩ビ管」、「その他」に区分し、更新単価及び更新周期は「総務省試算ソフト」に基づき設定しました。

表3-3-12 下水道管渠の更新単価・周期の根拠

	規格と更新単価	更新周期
コンクリート管	管径ごとに設定 (総務省試算ソフト より)	50年
塩ビ管		
その他		

【雨水幹線】

雨水幹線の更新単価は、これまでの実績をもとに設定しました。

また、更新周期については、主に開渠や函渠などのコンクリート構造物であることから、「総務省試算ソフト」の下水道管渠に準じて設定しました。

このほか、毎年、清掃等維持管理費が発生していることから、過去5年間の維持管理費をもとに計上しました。

表3-3-13 雨水幹線の更新単価・周期の根拠

項目	更新単価	更新周期
コンクリート構造物	過年度実績	50年

維持管理費：500千円/年間

b) 推計結果

今後、40年間（2017年（平成29年）～2056年（平成68年））の更新費用等の総額は、下水道施設では約1.4億円（0.03億円/年）、施設の維持管理費が約5.8億円（0.1億円/年）、下水道管渠では2038年以降に更新費用が集中し約264.8億円（6.6億円/年）、雨水幹線では1974年（昭和49年）から50年が経過する2024年（平成36年）から更新を迎え約40.2億円（1.0億円/年）、全体で約312.2億円（7.8億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間では更新を実施しておらず、維持管理費として年平均で0.038億円を要しており、今後は施設や管渠の更新を主体とした大幅な費用が必要となるため、更新・改修費用の低減、点検・補修による設備の長寿命化を図るためにアセットマネジメント[※]等の導入などの検討が必要です。

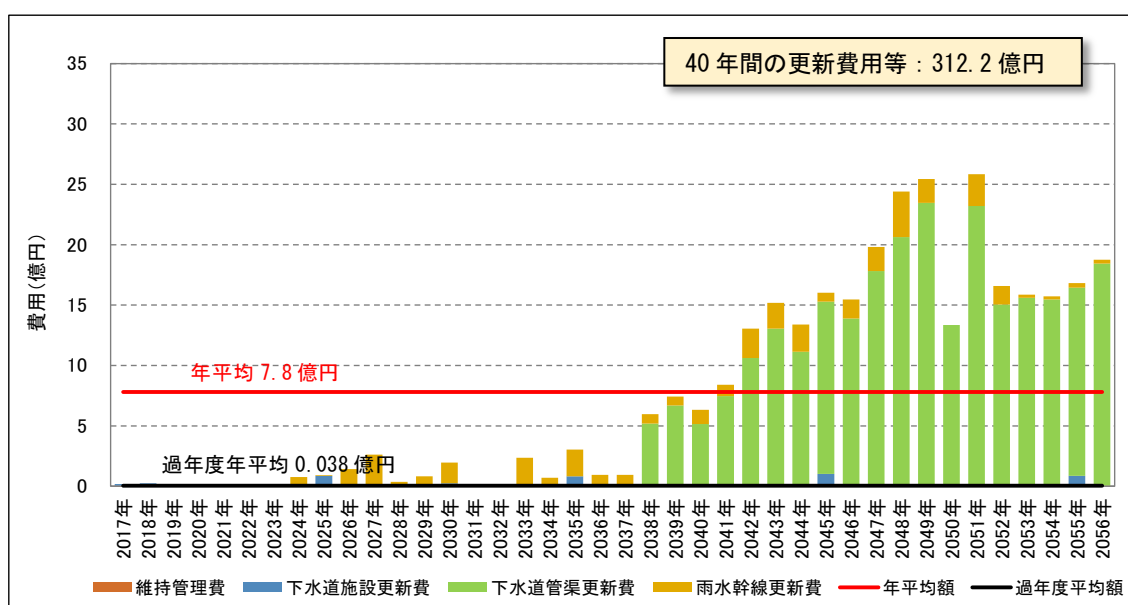


図3-3-7 将来更新費用等の推移

【用語解説】

※アセットマネジメントとは、ライフサイクルコスト（P27参照）の低減のみならず、劣化のリスクをコントロールしつつ、施設の改修・修繕・更新や維持管理に要する経費を平準化することです。

(3) 公共施設等全体

今後40年間(2017年(平成29年)～2056年(平成68年))の公共施設等(公共建築物+インフラ施設)の更新費用等(公共建築物の建替・大規模改修、インフラ施設の舗装打換え・橋梁架替・設備交換・管渠取替等、ならびに施設修繕に必要となる維持管理費用)は、総額は約1,603.9億円と試算され、年平均で40.1億円が必要となる見込みです。

特に、2040年(平成52年)以降は、公共建築物とインフラ施設の更新費用等が集中して最大で約66.7億円となる見込みであり、年平均(40.1億円)の約1.7倍、過去5年間の更新費用等(17.7億円/年)の約3.8倍の費用が必要となる見込みです。

今後は過去5年間の約2.3倍の更新費用等が必要となる見込みとなるため、施設の適切な維持管理や計画的な予防保全型の更新・改修、更新費の低減・平準化が必要です。

なお、更新費用等の総額の内訳は、公共建築物44%、インフラ施設56%となっています。

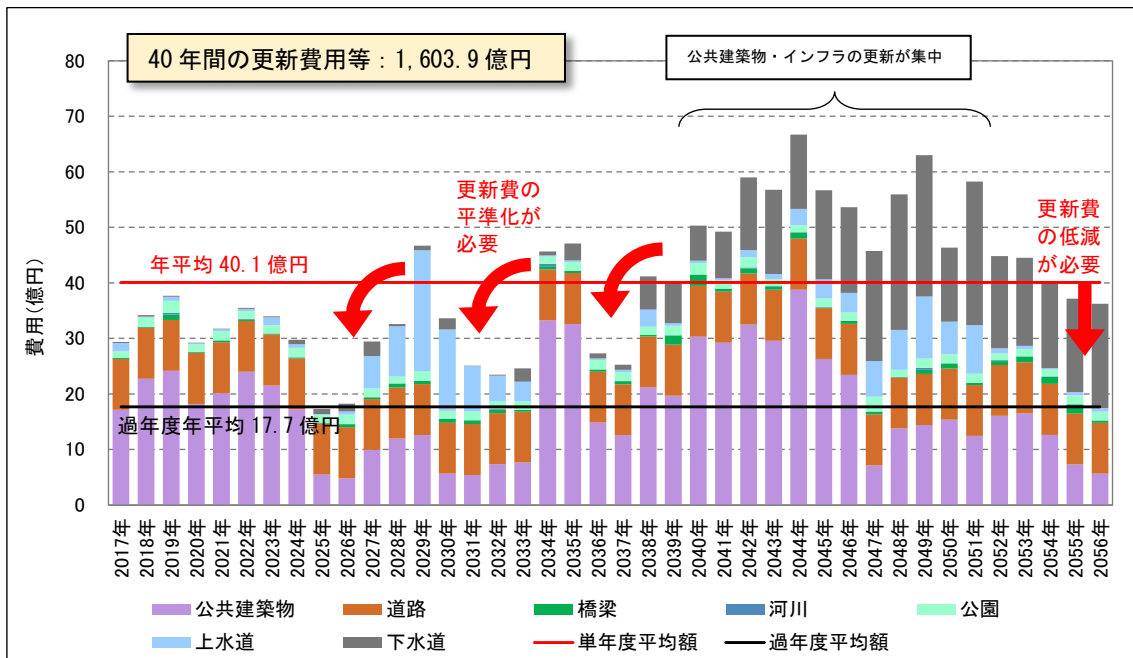


図3-3-8 将来更新費用等の推移

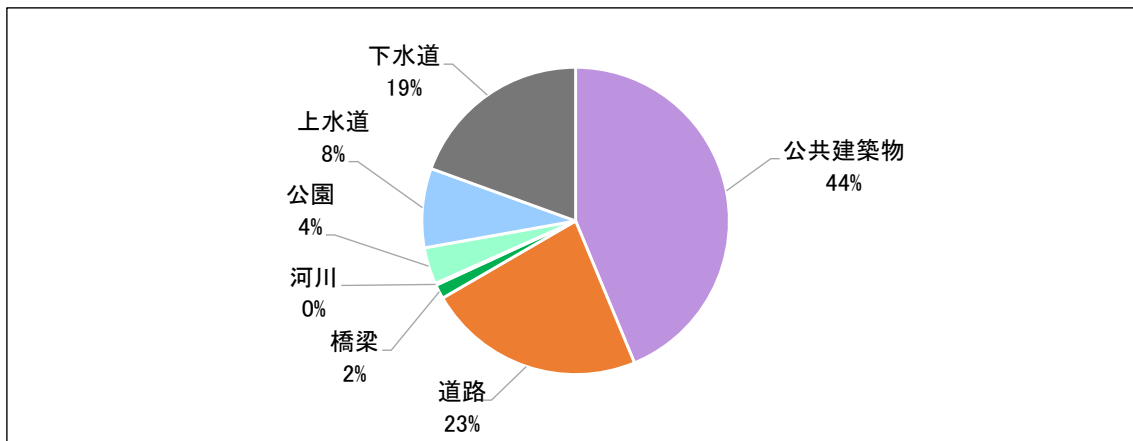


図3-3-9 将来更新費用等の割合(40年間合計)

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 公共施設等の課題

① 公共施設等の改修・更新等への対応

本市では、高度経済成長期における土地区画整理事業による人口増加を背景に、1970年代以降に学校等の公共建築物や道路、公園、上下水道等の社会基盤を整備してきたことから、公共施設等の老朽化の度合いは比較的低いといえます。

しかしながら、時代の経過とともに公共施設等の老朽化が進行し、今後、改修・更新等に要する費用が増大することが見込まれており、従来と同様な投資を継続すると市の財政を圧迫し、他の行政サービスに支障をきたす恐れがあります。また、更新費用等が突出して多い年があるため、年度ごとの支出に極端な増減が生じることが予想されます。



このような状況を回避するには、これまでの事後保全から予防保全への移行を推進して、更新費用等を全体的に抑えるとともに平準化させる対策が必要であり、各施設の「長寿命化計画（個別施設計画）」に基づく維持管理等を実施するとともに、計画が未策定の分野については早急な計画策定が必要です。

さらに、公共施設等の情報管理は、現在は各施設の所管部署が行っていますが、情報を集約して、計画的かつ効率的な管理運営を推進する組織体制の構築が必要です。

② 高齢社会や市民ニーズの変化への対応

本市の人口は、「ののいち創生長期ビジョン」では創生に向けた施策を実施することにより、2055年（平成67年）まで増加し続ける予測がなされています。

また、人口の増減に関わらず高齢化の進展は避けられず、地域によって人口増減の傾向や世代構成の変化が異なることが想定されることから、公共施設に対するニーズが変化することによる施設の過不足が発生することが見込まれます。



このような状況変化に応じた施設規模の見直しや既存施設の有効活用等により、市民ニーズや各地域の特性に応じた公共施設等の適切な配置や効率的な管理運営を行っていく必要があります。

さらに、公共施設の多くは災害時の避難場所に指定されていることから、今後も安全・安心な都市機能を維持していくために、耐震化及び老朽化への対応を推進する一方、より多くの世代が利用できるようにするための機能充実の検討が必要です。

③ 逼迫する財政状況への対応

本市では、公共施設等の老朽化の度合いが比較的低いため、これまで公共施設等の更新・維持管理に要する費用は年間約 17.7 億円（過去 5 年間平均値）でしたが、今後は約 2.3 倍の費用が必要となる試算結果となっており、市の財政を圧迫することが予想されます。

また、少子高齢化による扶助費等の義務的経費の増加が予想されていることに加えて、人口が減少に転じた場合には地方税等が減少することから、投資的経費等の公共施設等の維持管理のための財源確保が困難になることが見込まれます。



新規の公共施設整備を全てストップし、全額を改修及び更新に充てることは現実的に困難であることから、厳しい財政状況のなかで、公共施設等の機能を維持しつつ維持修繕に要する費用を縮減することが必要です。

さらに、民間事業者等との連携を推進し、効率的な施設整備や運営・維持管理に必要な費用の縮減に取り組む必要があります。

4-2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

【基本方針】

本市では、1970年代（昭和40年後半）以降に公共施設等の集中的な投資が行われてきたことから、今後はこれらの公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、施設更新等にかかる費用の不足が見込まれます。

また、しばらくは人口が増加し続けますが、やがては人口減少や年齢構成が変化することから、利用者の減少が原因により、公共施設の廃止を求められることが想定されます。

今後は、将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと意識を変え、安全・安心で持続可能なまちを次世代に引き継ぎます。

そのため、計画的な維持管理による機能保全や長寿命化を推進するとともに、実情に見合った施設の総量と配置の適正化、ならびに市民の安全・安心な生活の確保に努めます。

さらに、全庁的な推進体制の確立等による総合的な公共施設マネジメントの実施、公民連携によるまちづくりの推進により、計画的で効率的な管理運営を図ります。

安全・安心で持続可能なまちを次世代に引き継ぐ

■計画的な維持管理による機能保全と長寿命化の推進

維持管理については、日常点検と定期点検を行い、事後保全型から予防保全型へと転換し、施設の計画的な機能保全と長寿命化を進めるとともに、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図ります。

更新時期を迎える施設については、市民ニーズや利用実態、建物の性能等を踏まえて優先順位をつけ、計画的に施設更新を進めます。

予防保全型の維持管理の推進と施設の長寿命化を図るため、各施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進します。

■実情に見合った施設の総量と配置の適正化

人口増加に応じた施設整備を行う一方、将来にわたり公共サービスを継続し、次世代に過度な負担を残さないように、人口や財政規模に見合った施設総量の最適化を図ります。

単独施設中心の運営から多機能施設重視に転換し、分野横断的な視点に立って統廃合、複合化等に取り組むとともに、地域の実情や将来のまちづくりを見据えて施設配置の見直しを進めます。

市民ニーズに応じた機能充実等の質的向上を推進する一方、効果的かつ効率的なサービスの提供とコスト削減を図ります。

■市民の安全・安心な生活の確保

市民の安全・安心な生活を守るために、公共建築物については、「野々市市耐震改修促進計画（2008年（平成20年）3月）」に基づき、「野々市市地域防災計画」において防災拠点や災害時の避難施設となっている施設から、優先して安全性を確保するための耐震化を推進します。

インフラ施設は、緊急輸送道路や防災拠点周辺等の重要度の高い箇所から耐震化を推進します。

点検・診断等により危険が認められた施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。

■公民連携によるまちづくりの推進

庁内研修等を通じて、公共施設を取り巻く課題解決に向けた職員の意識醸成、施設の維持管理や改修・更新に関するノウハウの蓄積に向けた取り組みを実施します。

市民が必要な施設を安心して使い続けることができるように、施設の維持管理や統廃合等の課題解決について、市民への情報公開と問題意識の共有化を図ります。

指定管理者制度をはじめとする PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）を推進するとともに、地域住民・企業と連携した道路・公園等の清掃活動に努めます。

■総合的な公共施設マネジメントの実施

市全体として公共施設等の適切な維持管理が図れるよう、全庁横断的な視点から資産経営を行うための組織を構築するとともに、公共施設等に関する情報を一元的に掌握・管理して、総合的なマネジメントを推進します。

施設の改修・更新の問題への対応は長期にわたる取り組みになることから、PDCA（計画・実施・検証・改善）サイクルによる進捗管理や見直しを行い、継続的な取り組みを行います。

【公共施設等の全体目標に関する方針】

今後は過年度の約 2.3 倍（40.1 億円/年）の更新費用等が必要となる試算結果となっていますが、人口が増加しているなかで公共施設等の総量を削減することは非現実的であり、また更新費用等を著しく増加することは困難です。

したがって、人口 1 人あたりの公共施設等の保有量は現状を維持しつつ、新技術の導入や定期的な点検と計画的保全による長寿命化によって更新費用等をできる限り縮減することとします。

その一方で、民間活力の導入をはじめ、公共施設の運営及び維持管理にかかるコストの削減を図るとともに、施設利用率の向上や料金設定・減免制度の見直しなど、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。

公営企業会計である上水道・下水道については、料金収入を基盤とする独立採算による経営の健全性確保を基本として、施設老朽化に対応した施設更新を適正に行います。

なお、新たな施設整備については、今後の人口増加を見据えつつ、既存施設を有効利用するとともに、国・県・民間からの賃借など新たな建設を伴わない方法の導入を検討して、必要最小限に抑えます。

耐用年数の延伸による更新費用の縮減方法

「公共建築物」は、全体の更新費用等の約半分を占めていることから長寿命化による費用縮減の効果が大きく、計画的な予防保全及び新たな技術の導入等により耐用年数を 60 年（大規模改修 30 年）から 80 年（大規模改修 30 年と 60 年）に延伸することについて調査・研究します。

また、「道路（舗装）」については、大型車の交通量が多い 1 級・2 級幹線の耐用年数は 15 年、その他市道については軽度損傷時の補修に努めることにより耐用年数を 15 年から 30 年に延伸することを検討します。

「下水道（管渠）」については、下水道施設と管渠の更新時期が 2038 年（平成 50 年）以降であり、今後はアセットマネジメント計画を立案して費用縮減の対策を実施します。「下水道（雨水幹線）」では、2024 年（平成 36 年）から更新時期を迎えますが、計画的な維持点検・補修を行うことにより耐用年数を延伸します。

なお、「公営住宅」と「橋梁」・「公園」については、既に長寿命化計画に基づいて施設の計画的な予防保全に取り組んでいます。

「上水道」については、本年度に策定したアセットマネジメントにより計画的に保守点検・補修を実施し、更新年数の延伸と費用の平準化を図ります。

(1) 計画的な維持管理による機能保全と長寿命化の推進

① 点検・診断等の実施方針

常に安全・安心な公共施設サービスを提供し続けていくためには、良質な性能及び安全性の維持・確保が重要であることから、施設の点検・診断等を法律や政令等に基づいて適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応により、事故の未然防止及び施設の安全確保を図ります。

公共建築物では、市民が安心して長く使い続けられる施設とするために、建築基準法第 12 条に基づく定期点検の結果を活用するとともに、職員等が点検を行う際の方法等をまとめた「公共建築物点検マニュアル」を策定し、定期的な建築物・部材の点検による安全確保に加え、市民の利用や経年劣化から生じる設備機器の破損等の点検を行い、施設本来の機能の確保に努めます。

インフラ施設では、策定済みの長寿命化計画や国土交通省が示す点検に関する要領・マニュアル等に基づき、経年劣化による施設（道路舗装、橋梁、管渠及び付帯設備等）の重大な不具合あるいは破損について、日常の巡回や定期的な点検・診断を実施して施設の安全性の評価を行い、施設の機能確保に努めます。

各種点検や安全性の評価において、危険性が高いと判断した場合には、適宜、施設の改修を行うなど安全の確保を図りますが、安全確保が技術的にできない施設、改修コストが高額となる施設等については、利用状況を踏まえ、施設の廃止等を検討します。

また、国等の動向を注視しながら、より簡易的で信頼性に優れた新たに開発される点検・診断技術の導入を進め、点検・診断の効率化や精度の向上、経費の削減に努めます。

さらに、点検・診断の結果については、履歴を収集及び蓄積し、庁内で情報を共有するとともに、長寿命化計画の策定に活用するなど計画的な施設管理を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

市民サービスの著しい低下を招かないために、施設に不具合が生じてから対応する対処療法型の「事後保全」から、長期的な視点に立った改修を行う「予防保全」の維持管理への転換を徹底します。

日常点検や定期点検に基づくメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を確実に実施して、各施設における長寿命化計画等に基づいた計画的・効率的・効果的な修繕・更新を行います。

維持管理・修繕・更新等の実施に際しては、緊急度や重要度等の観点から優先順位を付けたうえで、それぞれの施設の性能・機能の保持及び回復を第一としながら、耐用年数の長い素材・製品や省エネ設備等の導入を推進するとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化を進めます。

公共建築物の更新は、既存施設の配置及び少子高齢化等による利用需要の変化等を踏まえて必要最低限度の更新工事を行うものとし、安易に従前どおりの建替えを行うことのないよう既存施設との統廃合、複合化等に関する検討を行います。

また、エネルギー消費量の多い空調設備、照明設備等の省エネルギー化や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、公共施設等の維持管理、長寿命化等のために有効と考えられる新技術については、積極的に採用することを検討します。

さらに、公共施設等の修繕及び更新時には、年齢、国籍、身体的状況等を問わず誰もが安心・安全かつ公平に利用できるよう、ユニバーサルデザイン[※]に対応した施設整備を進めます。

なお、維持管理・修繕・更新等の記録については、履歴を収集及び蓄積し、庁内で情報を共有するとともに、計画的な施設管理及び計画の見直しに反映します。

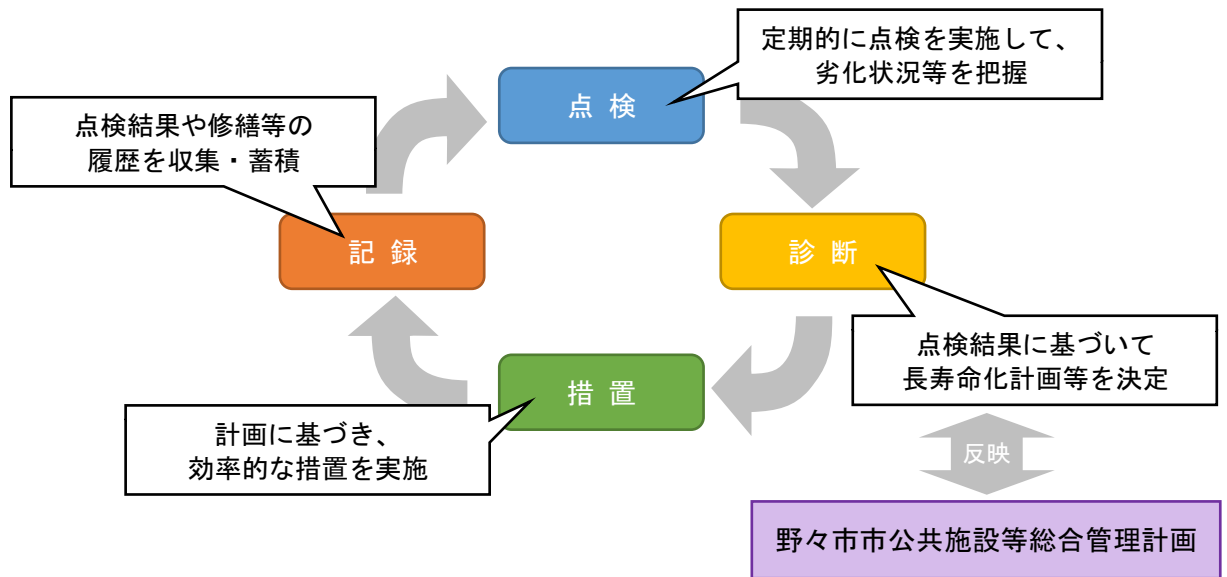


図4-4-1 メンテナンスサイクルの実施イメージ

【用語解説】

※ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわらず、誰もが使いやすい施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

③ 長寿命化の実施方針

今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や適切な修繕による予防保全に努め、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進することとし、施設の修繕や更新時には耐久性に優れた素材や工法などの新技術の効果的な導入を検討します。

既に長寿命化計画が策定されている「公営住宅等長寿命化計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」、「上水道アセットマネジメント」については、各計画の内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら推進していきます。

また、今後策定する個別の長寿命化計画（個別施設計画）については、本計画における方針との整合を図るものとします。

本市では、2044年～2049年（平成56年～平成61年）にかけて公共施設等の更新費用等がピークを迎えることから、この時期に更新を迎える施設に対して適切な修繕や大規模改修により、建替・更新の周期を伸ばし、財政支出のピークを平準化するとともに、財政負担の低減に努めます。

(2) 実情に見合った施設の総量と配置の適正化

公共建築物の新設及び更新の際には、今後の人口の増減や人口構成の変化に伴い利用需要が変化することが予想されることから、民間活力の導入も含めて今後のあり方や適正な施設規模等を検討し、原則、既存施設との統廃合、複合化等により、現有する市有地での施設整備に努めます。

また、新たな施設を整備する際には、外観等のデザインを優先することなく、機能重視で維持管理が容易な建築物の建設に努めます。

社会情勢の変化により施設の当初の設置目的から乖離が生じている施設や利用状況、運営状況等で非効率が生じている施設については、本市の厳しい財政状況を勘案して、他用途への転換をはじめ、統廃合、複合化等を検討します。

なお、公共施設等を廃止する際には、跡地を売却することなどを検討し、財源の確保等に努めます。

インフラ施設については、市民の住みよい快適な暮らしを支える都市基盤であり、規模縮小や廃止はサービス水準の低下につながる恐れがあることから、市民との合意形成等の慎重な議論のうえ、廃止等の可能性について検討していきます。

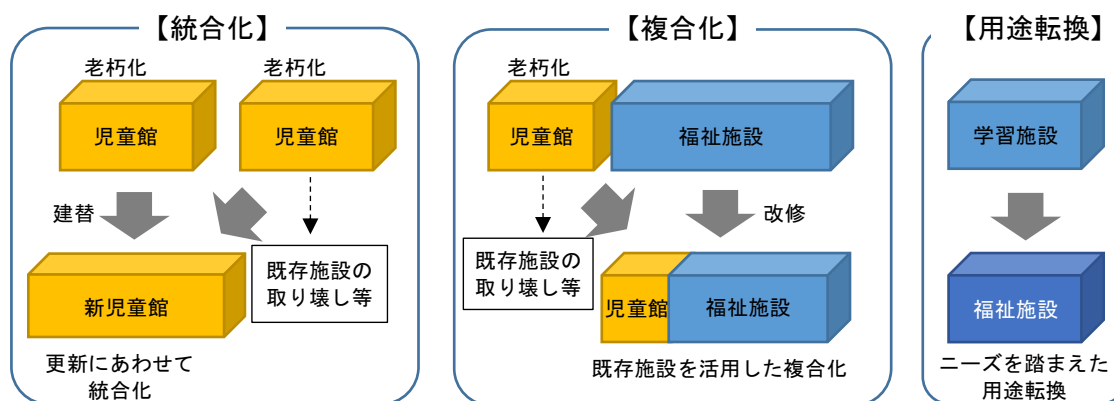


図4-2-2 統合や廃止の実施イメージ

(3) 市民の安全・安心な生活の確保

① 安全確保の実施方針

安全確保については、日常点検や定期点検に基づくメンテナンスサイクルの確実な実施及び点検結果に基づく機動的な対応（緊急対策、詳細調査、維持工事）の実施に努めます。

公共建築物において、外壁の剥落等により人的被害が発生する恐れがある場合には、速やかに危険区域への立ち入りを制限または施設の供用を一時的に停止して、早期に必要な措置を講じます。

安全確保が技術的に困難な施設、改修コストが高額となる施設などは、利用状況を踏まえて、施設の廃止や他施設との複合化、統合等を検討します。

インフラ施設において、道路の陥没や橋梁の異常等が発見された場合には、速やかに通行を規制した上で、市民生活に配慮して緊急的・優先的に復旧を図ります。

また、重大な事故が他自治体等で発生した際には、本市の類似施設について速やかに点検診断等を実施するほか、必要に応じて使用中止等の緊急措置を講じるなどの安全確保に努めます。

なお、安全確保の各種対策を実施する際には、市民をはじめとする施設利用者への情報提供や情報公開を適切に行い、施設管理者としての本市の説明責任を果たすように努めます。

② 耐震化の実施方針

公共建築物は、平常時の機能のみならず、災害時には拠点施設や避難施設としての重要な機能を併せ持っていることから、「野々市市建築物耐震改修促進計画」に基づいて耐震化を推進します。

耐震化の実施に際しては、「野々市市地域防災計画」で重要とされている建築物を優先するとともに、耐震化に要する費用や利用状況等を考慮しながら、施設を廃止することによる他施設との複合化や統合等を大規模改修工事と同時に実施することによる費用縮減に努めます。

インフラ施設のうち橋梁や上下水道等の施設は、災害時における市民の生命に係るライフラインであることから、未耐震施設については機能確保が重要である緊急輸送道路や防災拠点施設周辺等の重要度の高い箇所から耐震化を進めます。

特に、橋梁や地下道は、施設崩壊が人命に関わる事故につながることから、優先的に耐震化を進めるとともに、耐震化の実施に際しては、可能な限り大規模改修工事と同時に実施することを検討し、効果的な要求性能の確保、工事の回数・期間の削減による費用の縮減に努めます。

(4) 公民連携によるまちづくりの推進

① 職員意識の醸成

全庁的な公共施設等のマネジメントを推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解し、経営的視点を持って業務に取り組むとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、自らが創意工夫し実践していくことが大切です。

そのため、職員を対象とした講演会や研修等を定期的を開催して、職員の意識向上に努め、全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ります。

② 市民との情報共有

公共施設の統廃合、複合化による再編など、公共施設等の適正配置等を実行していくためには、市民の理解と協力が必要であることから、市民に対して積極的に情報提供を行うことにより、公共施設等に関する問題意識の共有を図りながら、市民との情報共有の取り組みを進めていきます。

③ 民間活力導入の推進

公共施設等の整備手法として、市の財政負担等を軽減するために、積極的に民間活力の導入を図りながら、多様化する市民ニーズに対応できる仕組みづくりを推進します。

そのために、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等の整備・更新を行うとともに、市民に対し低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能となる PPP（公民連携）による民間活力の導入を推進していきます。

民間事業者等が施設の管理運営を代行する指定管理者制度については、文化会館、いきがいセンター等に導入されていますが、今後も導入を進め、運営・維持管理に係るコストの縮減や施設の稼働率の向上等を実施します。

民間事業者との連携には、これまでの指定管理者制度及び PFI 事業のほか、公共施設等運営権制度（コンセッション）の活用について研究する必要があります。

また、PPP の活用においては、地元企業の参加を促進するため、普段から情報提供、意見交換等を行う体制づくりを検討します。

表 4-2-1 PPP（公民連携）の概要

手法		資金調達	設計・建設	施設所有（運営時）	運営	行政の財政負担
公設公営（業務委託含む）		公共	公共	公共	公共中心	あり
公設 民営	指定管理者制度	公共	公共	公共	民間中心	あり
	DBO	公共	民間	公共	民間中心	あり
民設公営		民間	民間	民間	公共中心	あり
PFI （民設 民営）	BT0、RO	民間	民間	公共	公共中心	あり
	BOT	民間	民間	民間 → 終了後に公共へ	民間中心	混合型はあり
	コンセッション （公共施設等運営権）	民間	民間	公共 （民間は、公共施設等運営権を取得）	民間	混合型はあり

【用語解説】

- ・PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法（PFI 法に基づく事業）。
- ・指定管理者制度とは、公共施設の管理権限を民間事業者が有する手法。
- ・DBO（Design Build Operate）とは、民間事業者が設計、建設、運営を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側が行う手法。
- ・BT0（Build Transfer and Operate）とは、民間事業者が施設整備を行い、施設完成直後に所有権を公共側へ移転し、民間事業者が運営・管理を行う手法。
- ・RO（Rehabilitate Operate）とは、民間が施設を改修した後、その施設を管理・運営する方式。一般に所有権は公共のまま移転しない。
- ・BOT（Build Operate and Transfer）とは、民間事業者が施設整備を行い、運営・管理が行った後、所有権を公共側へ移転する手法。
- ・コンセッションとは、施設の所有権を公共側へ移転せず、民間事業者に施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する手法。2011年5月の改正PFI法で「公共施設等運営権」として規定された。

(5) 総合的な公共施設マネジメントの実施

① 全庁的な取組体制の構築

公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、庁内の連携が不可欠であり、各施設所管課において長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めるとともに、関係部署が相互に連携しながら、全庁的な体制で公共施設等の長寿命化や最適化の取り組みを推進します。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、管財部門を担当する「総務課」が各施設情報を集約して公共施設マネジメントを統括し、行政改革・事業計画等を担当する「企画課」、予算・中期財政計画等を担当する「財政課」、建築に関する技術的な支援を担当する「建築住宅課」と情報を共有します。

また、本計画のフォローアップ等に関しては、幅広い視点から検討するために庁内の関係職員で「公共施設等マネジメント会議」を開催して、施設管理に関する組織横断的な調整を行います。

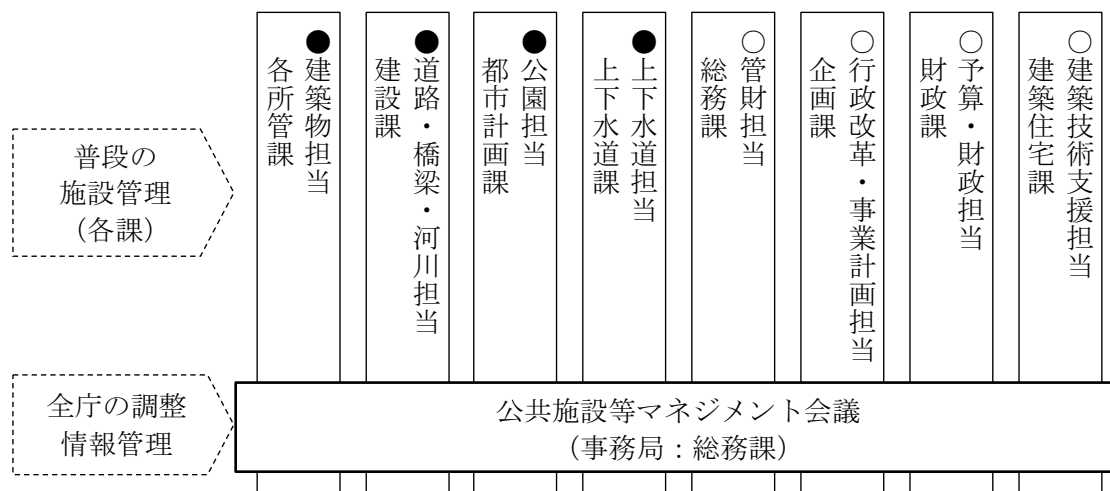


図4-2-3 全庁的な取組体制

② 情報の管理・共有化

各施設所管課で個別に管理する施設情報については、整備年度等の基本的情報が整理されている「固定資産台帳」により全庁的に管理するとともに、当台帳を活用して本計画の進捗管理をはじめとする公共施設等の効率的なマネジメントに取り組みます。

また、改修や維持管理を計画的かつ効率的に推進するために、各種の点検結果、修繕履歴等の維持管理データ、施設利用状況等を一元的に把握できるよう施設毎の「施設管理カルテ」を作成します。

なお、各施設所管課が策定または策定予定の長寿命化計画（個別施設計画）において、本計画との整合性を確保した改訂または策定等を行う際には、全体を総括する「総務課」と協議を行い、「公共施設等マネジメント会議」で報告することにより情報の一元化と共有を図ります。

③ フォローアップの実施

本計画の推進にあたっては、全庁的な「公共施設等マネジメント会議」が基軸となり、継続的に取組状況を毎年整理するとともに、取り組みの進捗状況を検証しながら、PDCA（計画・実施・検証・改善）サイクルを実施して、国の制度変更や社会情勢の変化、関連する重要な計画の作成・変更等を適切に反映した計画となるように、適宜必要な見直しを行います。

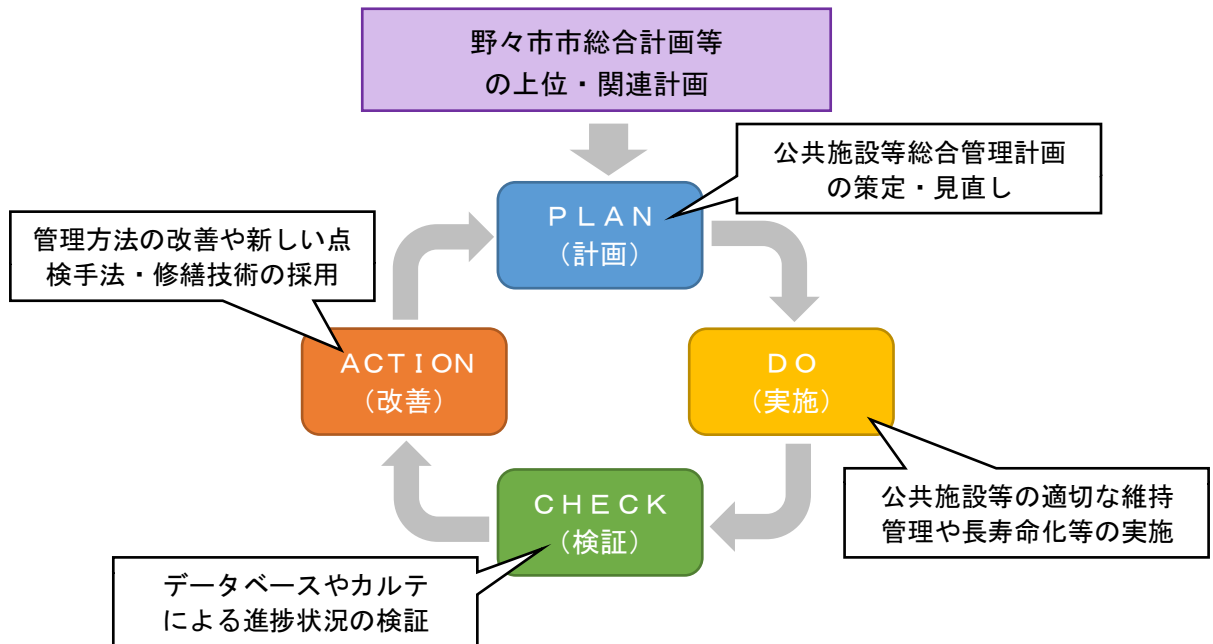


図4-2-4 PDCAサイクルの実施イメージ

4-3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物の基本方針

① 市民文化系施設（文化会館、中央公民館等）

「文化会館」の大ホール、ホワイエ等の天井が特定天井^{*}に該当するため、天井脱落対策のための改修工事をはじめとして、設備等の修繕など計画的に行い、安全性の確保や機能保全に努めます。

「女性センター」は、勤労女性及び主婦のための事業等を行ってきましたが、社会情勢、市民ニーズの変化等により、他用途施設への転用を含め、施設のあり方を検討します。

「中央公民館」は、老朽化が著しく、耐震性能を満たしていないことから建替えることとしており、新「中央公民館」は、平成31年4月から供用を開始する予定です。

民間活力の導入については、「文化会館」が指定管理者制度を導入し、運営しています。

「ラフォーレ末松」は使用する地元町内会と管理委託契約により施設管理を行っていますが、今後は譲渡を含め、施設のあり方を検討します。

また、新「中央公民館」は、平成29年度からPFI法に基づくBTO方式で整備し、平成31年4月から維持管理を行う予定となっており、他の公民館及び「富奥防災コミュニティセンター」についても、管理の合理化を図るため、指定管理者制度の導入を検討します。

【用語解説】

※平成23年3月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落することが多数生じました。このことを受け、平成26年4月から国土交通大臣が指定する特定天井に対して、脱落防止に関する技術基準への対応が義務付けられました。

② 社会教育系施設（図書館、ふるさと歴史館等）

現「図書館」は、老朽化が著しく耐震基準を満たしていないことから、建替え移転を実施しており、平成29年11月から新「図書館」を供用開始する予定です。

「末松廃寺跡収蔵庫」は、耐震基準を満たしていないため、末松廃寺跡再整備事業において廃止し、ガイダンス施設と併せて整備する計画を検討しています。（基本計画等は平成31年度策定を予定）

「ふるさと歴史館」及び「郷土資料館」は、展示設備を含む改修工事を行う際には、バリアフリーを含め、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

「社会教育団体倉庫」及び「市立図書館前倉庫」は、耐震性能、利用状況等から廃止することとします。

現在、新「図書館」は、PFI法に基づくBTO方式で整備しており、運営も含めた施設管理を指定管理者制度で行うこととしています。

その他の施設については、基本方針に基づいて適正に管理するとともに、複数施設の包括的な業務委託の導入について研究します。

③ スポーツ・レクリエーション系施設（体育館、スポーツセンター等）

「野々市市体育施設整備基本計画（平成 27 年度策定）」については、内容について更なる検討を行い、野々市中央公園の拡張に併せて再整備する予定のスポーツ施設は、利用者数、市民ニーズを的確に把握し、スポーツ施設の集約化、複合化を図るとともに、施設の多機能化を検討します。

「市民体育館」は耐震基準を満たしておらず、施設利用者が多いことから、速やかに耐震補強を行う必要があります。

その他の施設については、基本方針に基づいて適切に点検し、維持管理を行い、長寿命化等を計画的に実施します。

新たな施設については、PPP/PFI 事業による整備を検討するとともに、管理運営については、指定管理者制度に加えて、公共施設運営権制度（コンセッション）の導入について研究します。

既存施設を改修する場合には、民間事業者が施設を改修して運営管理する方法の導入について検討します。

④ 学校教育系施設（小学校、中学校等）

今後も増加が予想される児童生徒数に対し、学校によっては教室不足が生じる可能性がありますので、校区の見直しや校舎の増築、仮設校舎の設置、学校の新規整備など様々な方策について検討します。

学校施設については、計画的に大規模改修を行っており、今後は「館野小学校」の大規模改修を行います。

「野々市小学校」は PFI 法に基づく BTO 方式により整備し、運営を除く維持管理を行っています。

「小学校給食センター」は PFI 法に基づく BTO 方式により整備し、「中学校給食センター」と併せて運営及び維持管理を行っています。

今後も民間のノウハウ及び技術の活用等を通じて、整備、維持管理等に要するコストの縮減を図り、サービス水準の向上に努めます。

⑤ 子育て支援施設（保育園、児童館等）

耐震基準を満たしていない「あすなろ保育園」については、代替となる施設を公募し、民間での建設・運営を検討します。

一部の棟で耐震基準を満たしていない「中央保育園」は、3歳未満児の保育園として当面運営しますが、未耐震の棟に園児が出入りしないようにします。

現在、「旧栗田保育園」については、放課後児童クラブとして社会福祉法人に貸与していますが、その後の跡地の有効活用について検討します。

「子育て支援センター菅原」についても、耐震基準を満たしていないことから、複合施設への機能移転等について検討します。

児童館については、利用者ニーズ等を考慮し、民間への業務委託について検討します。

保育園及び放課後児童クラブについては、今後も子どもの数が増加する見込みのため、新たに整備する必要がある場合については、民間事業者が整備し、運営することを基本としますが、必要に応じて、既存の公共施設の用途変更、複合化等により整備することを検討します。

⑥ 保健・福祉施設（保健センター、老人福祉センター等）

保健・福祉施設は、子どもからお年寄りまでに様々な保健・福祉サービスを提供する施設であり、利用者の利便性向上のため、また、「野々市版ネウボラ[※]」による支援体制を構築するため、まとまった場所に配置されていることが望まれますので、施設の耐震性、老朽化の状況、市民ニーズ等を考慮し、施設の統合、複合化などを検討します。

また、社会情勢の変化等により利用が低迷している「デイサービスセンター」等の施設については、廃止を検討したうえで、保健・福祉施設や子育て支援施設を含めて、総合的に再編することを検討します。

耐震基準を満たしていない「福祉課分室（社会福祉協議会）」は、老朽化が著しいことから、耐震化等を行わず、他用途施設等への移転を検討します。

「老人福祉センター」等は、指定管理者制度を導入しており、今後も民間のノウハウ・技術の活用等を通じて、整備や維持管理に要するコストの縮減とサービス水準の向上に努めます。

【用語解説】

※ネウボラ(neuvola)とは、フィンランドにおいて、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援を行う場、加えて、母親、父親、兄弟、姉妹、家族全体の心身の健康サポートを行う場。

⑦ 行政系施設（市役所、防災コミュニティセンター等）

「防災コミュニティセンター」は、整備当初の目的と現在の使用形態が乖離していることから、今後の施設のあり方について検討します。

「本町水防倉庫」は、収容品の整理を行い、改修を行ったうえで、廃止を検討している他の倉庫との統合を検討します。

「市役所庁舎」は、施設の維持管理を複数の業務委託により行っていますが、包括的な業務委託等による効率の良い施設管理について研究します。

⑧ 公営住宅（市営住宅）

今後も「野々市町公営住宅等長寿命化計画（平成 21 年度策定）」に基づき、予防保全型の維持管理を行います。また、「つばきの郷住宅」は長寿命化計画の更新時（平成 31 年度）に計画に取り込む予定です。

公営住宅の管理については、公営住宅法の規制がかかるものの、多くの業務は民間のマンション管理と類似するため、民間のノウハウを活用すべく、維持管理業務等の指定管理者制度の導入を検討します。

⑨ 産業系施設（交遊舎、シルバー人材センター等）

「シルバー人材センター」及び「シルバー人材センターワークプラザ」は、他用途施設への複合化を含めて、施設のあり方について検討します。

「交遊舎」は、定期的な点検による適切な管理と予防保全による長寿命化に努めるとともに、指定管理者制度による維持管理を検討します。

⑩ その他（倉庫等）

「中林倉庫」は、収容物を整理し、廃止を検討している他の倉庫の収容品を受け入れることとします。

「三日市倉庫」は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が著しいことから、収容物を整理し、廃止について検討します。

「押野倉庫（書庫）」は、木造建築物であり、書類の保管に適しておらず、耐震基準を満たしていないことから、廃止することを検討します。

「北口プラザ」は定期的な点検を実施し、予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

倉庫等は施設の運営状況等を踏まえ、市で適正に管理します。また、その他施設については、指定管理者制度など民間活力の導入について検討します。

(2) インフラ施設の基本方針

① 道路

道路（舗装路面）は、道路パトロールによる目視点検や市民からの通報等により路面の異常の早期発見に努めるとともに、国土交通省から示された「総点検実施要領（案）（2013年（平成25年）2月）」に基づく定期的な調査などで不良箇所の早期発見、軽度の損傷時点の補修に努めライフサイクルコストの縮減を図ります。

特に緊急輸送道路や「野々市市都市計画マスタープラン（2012年（平成24年）4月）」で位置付けられている幹線道路では、路面性状調査を継続的に実施し、点検結果に基づき、適切な予防保全と修繕工事費の抑制に努めます。

都市計画道路の未整備区間については、社会情勢の変化等を見極めながら、適宜見直しを行うとともに、幹線道路のネットワーク形成に向けて必要な整備を着実に進めます。

また、横断地下道は定期点検、消雪施設については毎年の点検を実施し、不良箇所の早期発見、軽度な損傷時点の修繕に努め、適切な予防保全を行います。

倒壊・落下した場合に甚大な被害につながるおそれのある道路照明灯と案内標識については、緊急輸送道路や幹線道路などの道路機能を考慮した路線の重要度に応じて調査・点検の優先順位をつけ、国土交通省から示された「総点検実施要領（案）（2013年（平成25年）2月）」に基づく定期的な調査により、不良箇所の早期発見、軽度の損傷時点の補修に努めます。

老朽化した道路照明灯の更新時には、ランプ耐用年数が長く、電気料も抑制できるLED照明灯に交換することにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。

効率的な路面性状調査の技術や維持修繕の管理システムのノウハウの導入を検討する等、民間のノウハウ・技術の活用等を通じて、調査の精度向上や維持管理に要するコストの縮減に努めます。

また、清掃活動においては、「アダプトプログラム（里親制度）」や「子どもと大人のまちぐるみ美化清掃」等の活動により、市民等と連携を図りながら効率的に行います。

② 橋梁

橋梁については、常日頃の道路パトロールによる目視点検、町内会や市民からの通報等の協力により異常の早期発見に努めるとともに、国土交通省から示された「道路橋定期点検要領（2014年（平成26年）6月）」による定期的な詳細点検を併用しながら管理していきます。

また、橋梁の基本データや点検結果を「橋梁マネジメントシステム」に入力して、橋梁の損傷度から劣化予測を行って将来の橋梁の健全度を推定し、交通量や路線重要度などを考慮しながら橋梁の重要度に応じて維持管理の方針を差別化します。

特に「野々市市地域防災計画」の災害復旧優先道路及び「石川県地域防災計画」の緊急輸送道路等の重要な道路ネットワーク上にある35橋は、「野々市市橋梁長寿命化修繕計画（2011年（平成23年）度）」に基づき、優先順位に基づいた耐震化工事をはじめ、劣化したコンクリートの補修工事や塗装塗替え工事による橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減と維持・更新費の平準化を図ります。

また、35橋以外の橋梁については、計画的な修繕を実施するために点検を平成30年度までに終える（1サイクル目）とともに、「野々市市橋梁長寿命化修繕計画」への追加を検討します。

専門業者による橋梁点検車を用いた効率的な点検の実施、施設内部で起こっている劣化・損傷を適確に確認できる技術の導入等、民間のノウハウ・技術の活用による適切な維持管理に努めます。

③ 河川

市民の生命と財産を守る上で重要な施設であり、諸施設・設備が常に所定の機能・性能を発揮できる状態を維持できるよう、予防保全を中心とした計画的な維持管理による長寿命化を基本としつつ、更新についても的確に実施するなど、効率的・効果的な維持管理に努めます。

護岸施設については、事後保全型の維持管理を基本としますが、近年多発する局地的な集中豪雨等から市民を守るため、点検（定期・巡回）や町内会等からの通報協力により異常を確認したときには、状況を把握し速やかに適切な補修を実施します。

水門やポンプ等の施設類については、国土交通省から示された「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（2016年（平成28年）3月）」等に基づいて定期的に点検・評価等を行うとともに、必要に応じ「河川構造物長寿命化計画」を策定して計画的な維持管理を進め、施設の長寿命化や更新費用等の平準化・抑制を実施します。

雨水調整池の観測機器等のその他の施設についても、更新費用等の抑制と平準化を目的とした予防保全による施設管理計画の策定を目指します。

また、雨水調整池の機械電気設備等の点検は、専門知識と経験を必要とすることから、基本的に専門のメンテナンス業者へ委託します。

河川遊歩道の清掃活動においては、「アダプトプログラム（里親制度）」や「子どもと大人のまちぐるみ美化清掃」等の活動により、市民等と連携を図りながら効果的に行います。

④ 公園

遊具、フェンス、水飲み場等の公園施設については、国土交通省から示された「公園施設の安全点検に係る指針（案）（2015年（平成27年）4月）」等を踏まえた日常・定期点検に基づき、施設に起因する事故発生の未然防止による安全・安心確保のための維持・修繕を実施するとともに、「野々市市公園施設長寿命化計画（2012年（平成24年）度）」に基づいた計画的な維持保全により更新費用等の抑制・平準化を進めます。

多くの市民に親しまれている野々市中央公園は、1979年（昭和54年）に整備されて以降、多数の来園者が訪れていますが、多くの施設が老朽化していることから、駐車場の拡張整備や園路のバリアフリー化も含めたりリニューアル整備を行います。

また、その他の公園についても、災害時の避難場所として利用されることを考慮し、老朽化した施設は市民のニーズに合わせた更新を行うことにより、安全・安心で魅力的な公園としての整備を実施します。

なお、本市の都市公園面積は一人当たり2.2㎡不足しているため、「野々市市緑の基本計画（2015年（平成27年）3月）」に基づいて、街区公園、都市緑地等の整備を進め、身近な公園の適正な配置を進めます。

公園の管理業務については、指定管理者制度等を活用するとともに、民間のノウハウ・技術の活用した整備や点検・修繕により、維持管理に要するコストの縮減とサービス水準の向上に努めます。

また、清掃活動においては、「アダプトプログラム（里親制度）」や「子どもと大人のまちぐるみ美化清掃」等により、市民との連携も図りながら効率的に行います。

⑤ 上下水道

厚生労働省から示された「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（2009年（平成21年）7月）」ならびに国土交通省から示された「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（2015年（平成27年）11月）」に基づき、定期的に管渠や施設の劣化診断を実施します。

また、「上水道アセットマネジメント（2016年（平成28年）度）」に加えて、今後「下水道アセットマネジメント」を策定し、アセットマネジメント手法による資産の有効活用と耐震性・耐久性を有する管種を採用することによるライフサイクルコストの縮減や新技術の導入による更新費用等の抑制・平準化を実現します。

特に、上下水道は災害時において市民生活や都市機能の確保に不可欠であり、耐震性能の満たしていない管渠等については機能確保が重要な防災拠点施設や避難所等の重要度の高い区間から耐震化を進めます。

さらに、専用ロボットによる管路内の調査、老朽化した下水道管路を地面から掘り起こすことなく再生する工法など、民間のノウハウ・技術の活用等を通じて、維持管理に要するコストの縮減に努めます。

雨水幹線においては、都市基盤整備等の進捗に合わせ、かつ、近年多発している集中豪雨災害に対応する施設整備をすすめていきます。

建築物については、「東部浄水場管理棟」は耐震改修工事を実施しており、その他の施設は耐震診断より耐震性ありとなっています。現在、法定点検や定期的な点検結果に基づき予防保全型の維持管理を行っており、今後も施設の長寿命化を見通した予防保全型の維持管理を実施します。

また、石川中央都市圏上下水道事業広域連携研究会においても今後の管理体制を検討していきます。